

平成26年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月17日開会～12月19日閉会

双葉町議会

平成26年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月17日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第61号から議案第68号までの一括上程	10
議案第61号から議案第68号までの提案理由の説明	11
請願の委員会付託	12
散 会	13

第 2 日 (12月18日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため議場に出席した者の職氏名	16
開 議	17
議事日程の報告	17
一般質問	17

菅野博紀君	17
羽山君子君	30
清川泰弘君	37
岩本久人君	40
谷津田光治君	46
散会	56

第 3 日 (12月19日)

議事日程	57
出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため議場に参加した者の職氏名	58
開議	59
議事日程の報告	59
議案第61号の質疑、討論、採決	59
議案第62号の質疑、討論、採決	59
議案第63号の質疑、討論、採決	60
議案第64号の質疑、討論、採決	61
議案第65号の質疑、討論、採決	65
議案第66号の質疑、討論、採決	66
議案第67号の質疑、討論、採決	67
議案第68号の質疑、討論、採決	68
請願第3号の審査報告、質疑、討論、採決	68
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	71
閉会	71

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

26 双葉町告示第23号

平成26年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年11月27日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成26年12月17日(水)
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
6番 谷津田光治君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成26年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月17日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
第9回全国原子力発電所立地議会サミット報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第61号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 日程第7 議案第63号 監査委員の選任について
- 日程第8 議案第64号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第66号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第67号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第68号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 請願の委員会付託

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番、岩本久人君、1番、羽山君子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月12日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月19日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第9回全国原子力発電所立地議会サミット報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 平成26年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、3年9カ月が経過しました。町民の皆様には、いまだに先が見えない現状に大きな不安とご苦勞があるものと推察しております。町といたしましても、町民の皆様の生活再建と町の復興に向けて、諸問題に全力で取り組んでいるところであります。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

10月18日、19日の両日、勿来地区総合文化展が勿来体育館で開催され、勿来地区文化協会のご支援により、双葉町民作品展を開催しました。いわき市や南相馬市、加須市、つくば市などから町民の皆さんの作品約120点が出展され、勿来地区の市民の皆さんとの文化交流を図りました。

10月19日には、東日本大震災復興事業として第1回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬市で開催されました。県内外に避難生活を強いられている厳しい状況の中、双葉町チームは全体練習ができず、2回戦で惜敗したものの、選手の皆さんの全力プレーに大変勇気づけられたところであります。

11月3日には、平成26年度双葉町表彰式を挙行いたしました。今回の表彰式では、永きにわたり消防団員としてご活躍され、本町の住民福祉の向上に多大の貢献をされた4名の方々と、本年9月に韓国で行われた第17回アジア競技大会の自転車競技で銀と銅の2つのメダルを獲得する好成績を上げられた方に功勞表彰をお贈りしました。また、永きにわたり消防団員としてご活躍いただいた4名の方々に永年勤続表彰をお贈りしました。さらに、東日本大震災と原子力災害により全町避難を余儀なくされた双葉町民を支援するため各種基金に多額の金員をご寄附いただいた1名、3団体の方々と、町立学校の教育振興のためランドピアノをご寄附いただいた方に感謝状を贈呈いたしました。これまで多年にわたりそれぞれの職務に精勵努力されてきたことに対して、その功績をたたえとともに、双葉町の復旧、復興に向けて今後ともご指導とご支援をお願い申し上げます。

11月8日には、幼稚園、小中学校による「せんだん祭」が町立幼少中学校仮設校舎体育館において開催されました。子供たちが一生懸命練習を重ねた和太鼓の演奏や学校ごとの演技の発表は、参観された皆様に大きな感動を与えていただきました。

11月15日には、震災後2回目となる平成26年双葉町消防団秋季検閲式を、多くのご来賓をお招きして、町立幼少中学校仮設校舎体育館で開催いたしました。全国の避難先から集まった40名余りの消防団員が、石井団長の指揮のもと、閲団と通常点検が行われ、その士気の高さを確認したところであります。

11月16日には、第26回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が、白河市陸上競技場から福島県庁まで

の16区間、95.1キロメートルで繰り広げられました。選手の皆さんは避難生活で全体練習もできない厳しい状況の中、見事に完走し、昨年より順位を上げる力走を見せていただきました。選手の頑張り、避難生活を強いられている町民の皆様に元気と感動を与えていただいたと思います。監督、コーチ、選手、そして支援していただきました関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

11月20日から12月5日にかけて、福島県内7カ所、福島県外5カ所の計12カ所で町政懇談会を実施し、町民の皆様が各地に避難している中、347人の方々にご出席いただきました。今回の町政懇談会では、まず私から挨拶の中で、前回の町政懇談会以降の行政の取り組みについて報告した後、10月29日に双葉町復興推進委員会から提出された双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告の概要説明をし、続いて、復興公営住宅や中間貯蔵施設などの町政全般について多くのご意見、ご要望、ご質問をいただきました。今回の懇談会で出されたご意見等を今後の町政運営に反映させるべく、検討を深めてまいる考えであります。

11月26日から28日にかけて、国、県に対して、双葉町の復興に向けた重点項目について要望活動を行いました。まず、26日は、竹下復興大臣に対して、復興財源の確保、復興公営住宅の早期整備、避難者に対する医療費の一部負担金等の免除の継続、避難者に対する高速道路の無料措置の延長、町内復興拠点の整備について要望を行いました。また、厚生労働省に対しては医療費の免除継続を、国土交通省に対しては高速道路無料措置の延長と町内拠点の整備に大きな役割を担う常磐自動車道復興インターチェンジの双葉町への設置等について強く要望をいたしました。

翌27日は、宮澤経済産業大臣が双葉町の避難指示解除準備区域の中野地区と帰還困難区域内の双葉駅周辺を視察され、その際に、町民の生活再建のため被害者の実情に見合った損害賠償を行うよう、東京電力に対する指導の徹底を引き続きお願いするとともに、国の責任において福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全を担保し、早期の進捗を図った上で、町の長期ビジョンに沿った福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の実現などを要望いたしました。

28日には、内堀福島県知事に対して、復興祈念公園・アーカイブセンターの双葉町への設置、町内復興拠点の整備に向けた支援及び復興インターチェンジの設置とアクセス道路の整備を要望いたしました。

3日間の要望では、町の要望内容についてそれぞれ一定のご理解をいただきましたので、その実現に向けて引き続き取り組んでいく考えであります。

12月2日、3日の両日は、郡山市民プラザ・ビックアイで、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催により、27回目の双葉町総合美術展と町民作品展覧会が開催されました。四半世紀を超える歴史あるこの美術展を継承されております横山会長さんを初め会員の皆様、そして町民の皆様の熱意により、多くのすばらしい作品が展覧され、盛大に開催されたところでもあります。会員及び出品されました皆様のご労苦に感謝申し上げます。

帰還困難区域への自家用車を用いた住民の一時帰宅につきましては、本年4月25日から11月30日ま

での実績数が3,948世帯、9,369名、バスによる住民一時帰宅の実績数は176世帯、268名となっております。また、9月15日から国道6号の通行が再開され、交通量が増加しております。町では一時帰宅者の安全確保のため安全パトロール等を強化し、町道等の倒木撤去や危険箇所の補修、防犯、防災監視などに努めております。11月11日から12月5日にかけては、町道等の通行安全確保のため、花ノ木線ほか10路線、11カ所の応急補修工事を実施したところです。

環境省が行う除染につきましては、拠点除染として既に双葉町役場庁舎を実施し、年明けの2月からは双葉中学校、双葉高等学校、双葉町コミュニティセンター、双葉駐在所に加え、携帯電話の基地局や国道、県道についても実施される予定となっております。また、本格除染として避難指示解除準備区域内を平成27年度から開始することとしており、先般地権者に対する事業説明会が開催されたところです。

イノシシ等野生鳥獣の駆除対策につきましては、5月から環境省と福島県が町内に箱わな12基を設置し、捕獲を行っており、これまでにイノシシ92頭を捕獲し、一定の成果を上げております。次年度以降も国、県への捕獲の継続、わなの増設を要請し、農地等の荒廃、家屋への侵入など被害防止に努めまいります。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査につきましては、いわき事務、埼玉支所、ひらた中央病院において、10月末までの316名の方が受検されております。また、福島県所有の車載型ホールボディーカウンターによる内部被曝検査を9月末までに実施したところ、197名の方が受検されました。引き続き検査を進めてまいります。

町独自で委託しております双葉町内の空間放射線量の測定結果につきましては、これまでどおり福島県のシステムに登録し、随時公表しております。現在、10月に実施した403地点の測定結果をインターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村とともに公開しております。引き続き空間放射線量の把握に努めてまいります。

東日本大震災に関する災害弔慰金につきましては、本年度は23件が認定され、8,000万円をお支払いし、大震災当初からの合計は142件、4億3,500万円となっております。

今年度が4回目となります生活支援物資配送事業は、12月5日から、町民の皆様が役場に届け出られている居住先へ配送を開始いたしました。生活の一助としてお役立ていただければ幸いと存じます。

I C Tきずな支援システム事業につきましては、11月末現在のタブレット端末借用申し込み件数は1,720台で、このうち配付済み台数は1,639台となっており、現在も申し込みと配付を順次進めているところです。11月18日から12月15日にかけては、タブレット端末機器の操作方法などの疑問に答えるため、タブレット講習会を福島県内外で19回開催いたしました。現在では各地の自治会などでタブレットを使った交流会や勉強会などが開催されており、タブレットを通じた町民相互の交流機会の拡大を図るため、さらにサポート体制を充実させてまいります。

町の復興に向けた取り組みについてであります。10月29日に双葉町復興推進委員会から双葉町復

興まちづくり長期ビジョンの中間報告、津波被災地域復興小委員会から双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）の中間報告をそれぞれいただきました。双葉町復興まちづくり長期ビジョンにつきましては、11月17日に中間報告の概要版を町民全世帯に配布したほか、11月20日から県内外12カ所で開催した町政懇談会において町民の皆様へご説明し、広くご意見を募ったところです。今後、いただいた町民の皆様のご意見を委員会へ報告し、委員会の審議を経て、復興まちづくり長期ビジョンを策定することとしております。双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）につきましては、中間報告を受けて11月21日及び22日に両竹、浜野地区住民を対象とした説明会を開催するとともに、両地区住民を対象としたアンケート形式の住民意向調査を行い、土地利用計画等に対するご意見、ご意向を伺ったところです。今後、いただいたご意見、ご意向を小委員会へ報告し、委員会の審議を受けて計画を策定することとしております。

復興公営住宅の整備状況につきましては、11月7日に、原発事故で避難している人を対象とした、県営の復興公営住宅としては第1号となる八山田団地1号棟の鍵の引き渡し式が郡山市にて行われました。20戸で構成される県営八山田団地1号棟には申し込みをされた双葉町民が入居する運びとなり、同月15日から入居が始まりました。エレベーターの設置とバリアフリーの住戸により、高齢者にとっても住みやすい環境が整い、入居された皆様にとって安心した暮らしを少しでも取り戻せるものと期待をしております。さらに、来年3月までには、いわき市下神白団地が完成する予定です。これらの団地のほか、今後双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅として、町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井地区を初め郡山市喜久田町地区及び鶴見坦一丁目地区、南相馬市上町地区、白河市鬼越地区などで県による整備が本格化されます。復興公営住宅に入居を希望される方ができる限り早期に入居できるよう、引き続き国、県に対して整備の加速化を求めてまいります。

住民意向調査についてであります。復興庁、福島県、本町の共同で9月19日から10月3日の期間で実施した双葉町住民意向調査の結果の速報版が11月14日に公表されました。今回の調査結果では、避難指示解除後の帰還の意向として、「戻りたいと考えている」が12.3%で前回から2.0ポイントふえ、また「まだ判断がつかない」が27.9%で前回から10.5ポイントふえた一方、「戻らないと決めている」が55.7%で前回から9.0ポイント減少しました。将来の帰還について、「戻りたいと考えている」、「まだ判断がつかない」という回答がふえた今回の調査は、町の復興に対する町民の期待感のあらわれと重く受けとめております。このほか、住民意向調査では復興公営住宅に関する入居の意向などについても調査しておりますので、この結果を今後の復興公営住宅の整備や町の復興計画検討のための基礎資料として活用してまいります。

原子力損害賠償につきましては、本年に入ってから、4月に精神的損害の追加賠償、7月に住居確保に係る追加賠償及び墓石の修理に関する賠償、9月に宅地、田畑以外の土地及び立木の財物賠償の請求が開始されており、その内容について町民の皆様幅広く周知してまいりました。今後墓石等の移転に関する賠償や、家財の実際の損害額の積み上げによる定型賠償金額を超える場合の個別賠償につ

いて検討されていることから、これらの賠償の早期実施を国、東京電力に求めているところです。町としては、引き続き被災者に寄り添った賠償がなされるよう、国及び東京電力に対して要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者につきましては、東京電力によると、平成26年11月末現在において、仮払金を受けて本賠償請求を行っていない方が152名になっております。徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続きこうした未請求者の皆様に対する賠償請求の周知を進めてまいります。また、双葉町弁護士への依頼件数は、平成26年11月末現在で延べ280世帯、716名となっております。未請求者のほか、請求手続で課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた進捗状況は、10月22日から1号機原子炉建屋カバーの解体作業が始まったほか、11月5日には4号機使用済み燃料プールからの燃料1,533体、うち使用済み燃料等1,353体の取り出し作業を終え、残る未使用燃料180体の運び出しも年内中には終わる予定となるなど、廃炉に向けた取り組みが着実に進められているものの、海水配管トレンチの止水、閉塞問題や多核種除去設備による汚染水浄化作業の遅れ、廃炉に従事する作業員の相次ぐ事故の発生など、依然として町民に多くの不安を与えているところです。町としては、引き続き国及び東京電力に対して福島第一原子力発電所の事故収束を安全かつ確実にを行うよう求めていくとともに、福島県と連携して安全監視をしてまいります。

中間貯蔵施設についてであります。国は9月29日から10月12日にかけて、県内外12会場において地権者説明会を実施いたしました。説明会ではさまざまな意見が出されましたが、地権者の十分な理解が進んでいるとは言えないと考えられ、また両町の出席者が半数にも満たない状況であることから、10月23日に私と大熊町長とが、1、地権者に丁寧な説明し、地権者の理解を得られるようにすること、2、説明会に出席されなかった地権者に対して早急に説明することの2項目を国に対して申し入れを行いました。その後町政懇談会を開催し、町民の皆様からこの問題に関しても多くの意見をいただき、出された意見等も踏まえ、今後議員の皆様と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の一部改正が1件、規約の一部変更が1件、委員の選任が1件、補正予算（案）が5件、合わせて8件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第61号から議案第68号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第61号から日程第12、議案第68号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第68号までを一括上程いたします。

◎議案第61号から議案第68号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第61号から議案第68号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○議長（佐々木清一君） 議案第61号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正に伴い、集積区域における課税免除の適用期間を「平成26年3月31日」から「平成28年3月31日」に延長し、改正後の規定は平成26年4月1日から遡及適用するものです。

議案第62号 双葉地方広域市町村圏組合理約の一部変更についてであります。これは双葉地方広域市町村圏組合の共同処理する事務として、新たに双葉郡立診療所の設置及び管理に関することを追加するための変更です。

議案第63号 監査委員の選任についてであります。現在監査委員としてその任を務めております五十嵐一雄氏は、平成27年1月25日に任期が満了となります。五十嵐一雄氏はこれまで2期8年にわたり、監査委員として各事務事業にわたり監査を行っていただいております。町の財産管理、事業の経営管理、そのほか行政運営に関してすぐれた識見を有し、的確な意見を述べられてまいりました。つきましては、五十嵐一雄氏を監査委員として再任し、その職務を引き続きお願いするため、今定例会におきまして同意をお願いするものであります。

議案第64号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ4億89万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は67億8,602万2,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、町民税の滞納繰越分や固定資産税の償却資産など6,750万円を追加いたしました。国庫支出金は、福島再生加速化交付金と福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金との対象事業の組み替えや事業費の減などにより、4億9,757万6,000円を減額いたしました。寄附金は一般寄附金や教育寄附金など1,172万5,000円を追加し、諸収入は福島県後期高齢者医療広域連合負担金の過年度返還金1,726万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、老朽化したプリンターを買いかえるための備品購入費や町税還付金など485万6,000円を追加いたしました。民生費は、災害救助費のICTきずな支援システム整備や双葉町内防犯・防災総合システム整備に係る経費の減などにより4億6,136万円を減額いたしました。諸支出金は、東日本大震災復興基金や財政調整基金などへの積立金6,280万1,000円を追加いたしました。

議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ2,803万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は16億5,553万3,000円となります。

歳入は、国民健康保険税が滞納繰越分の収納により450万円の追加、療養給付費交付金が退職振りかえの実施などにより2,244万7,000円の追加となりました。

歳出は、総務費に保険者証や一部負担金免除証明書の作成に係る経費など105万6,000円を追加いたしました。

議案第66号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億1,597万1,000円となります。

歳入は、職員の給与の改正により、一般会計からの繰入金が1万6,000円の減額となりました。

歳出は、職員の給与を計上している公共下水道事業費の下水道総務費が1万6,000円の減額となりました。

議案第67号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ2,504万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億5,050万2,000円となります。

歳入は、介護給付費の増に伴い、国庫負担金1,533万8,000円、県負担金958万5,000円、一般会計繰入金12万6,000円をそれぞれ追加いたしました。また、実績により、基金繰入金が1,000円の減額となりました。

歳出は、介護認定審査会負担金などの増により、総務費が12万6,000円の追加、介護サービス等諸費などの増により保険給付費が2,492万3,000円の追加、国庫補助金過年度分返還金の確定により、諸支出金が48万1,000円の追加となりました。

議案第68号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります、歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2,588万6,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計からの事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて29万1,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に一部負担金免除証明書の発送に係る経費21万5,000円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金に保険基盤安定負担金7万6,000円を追加いたしました。

以上、提案しました議案についてご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（佐々木清一君） 日程第13、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託したので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時33分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年12月18日（木曜日）午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

4番 菅野博紀君

1番 羽山君子君

5番 清川泰弘君

7番 岩本久人君

6番 谷津田光治君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君
農業委員会会長	谷充君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可を受けましたので、一般質問させていただきたいと思います。

まず、1つ目の東京電力賠償、補償について。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉町民は多大なる被害を受けましたが、賠償、補償に関しては一方的で、本当に加害者とは思えないような対応だと思います。今後の東京電力に対しての対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の東京電力賠償、補償について。双葉町民の多大なる被害を受けたことに対する賠償が一方的であり、今後の東京電力に対しての対応についてのおただしではありますが、原子力損害賠償については、原発事故による避難生活に伴う精神的損害を初め就労、営業、営農損害、土地や建物、家財等の財物など町民の皆様が受けた損害について、加害者である東京電力は迅速かつ確実な賠償、被災者に寄り添った賠償をすべきであり、町民の方に不安や不信感を抱かせるような一方的な対応であってはならないことと考えております。

東京電力の賠償窓口、とりわけコールセンターの対応については、被災者に対する真摯な対応や説明責任をしっかりと果たすよう求めてきた結果、本年7月には東京電力いわき補償相談センター内に公共相談窓口が設置され、またコールセンターへの指導がなされていると伺っておりますが、町民の皆様に対する対応にいまだ問題があるならば、社員に対する指導を含め、被災者に寄り添った対応を

図るよう引き続き東京電力に対して強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。双葉町では補償、賠償に関する窓口を開設しましたよね。復興推進課のほうにやりました。実際に言ったら、今まで議会も全協と一緒に東京電力側と話し合いをしたときに、出してもらう書類等を何点か言っていることと、要望を東京電力にしています。これは私も立ち会っていますので、間違いないことだと思います。そういうものを出していただいていない。書類とかそういうのもあるのと、逆に、一回合意したものを、また、今度はお金返せと。自分たちの審査の、人によってさじかげんが違うというような実例が実際には出ていると思うのです。ましてや、瓦れき補強の覆土式の1号炉、2号炉、あの時点では町長も副議長として交渉に当たっていたと思いますが、あの時のお約束というのが1つあったと思います。それは、ちゃんとした誠意ある賠償、補償を双葉町民のために進めてくれるということを約束して、東京電力はそれをやりましたよね。3号炉、4号炉、あと固体廃棄物、9号棟ですっけ、そこら辺のものに対しても、それをやらないからといってずっと許可というか、そういうものを全部拒否をしていましたよね。そしたら、国も来ました。今度は、前面に立って国が責任を持ってやりますと。その時にも僕たちが言ったことというのは、ちゃんとした誠意を持った賠償、補償をしてくださいと、それをずっと言い続けているのに、いまだかつてやっていないと思うのです。何件か事例案も実際に役場にも来ているのですよね。来ているのですけれども、結局はやらないのであれば、町としての対応ももう考える時期ではないでしょうかと、私はそう思っています。

勝手な、これ日本の復興のためには大事なのだと国も東京電力も言いますよね。そんな大事なことに、復興代表の石崎さんが来るのではなくて、社長である廣瀬さんが来ることではないですか。私は全協等で一回もお会いしたときがない。それどころか、その2回目のお話の中では、あなたでは役不足ですよという話までして、これだけ本当、双葉の町民に対しての賠償、補償のものがちゃんとしていないのであれば、もう今までのお話はないと強く出る時期だと私は思っています。それができないのであれば、本当に3月議会とかそういうのもう。

東京電力さんの復興は双葉町には関係ないと私は思っていますので、まず双葉町の町民の方々の賠償、補償をある程度、100%ではないのですから、納得のできる数値まで上げてもらわないと、とんでもないのかなと私は思うのですけれども、町長は今後、今始まったことに関しても、とめるぐらいのことをやっていただきたいなと私は思うのですけれども、町長はその点どういうふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の賠償に対しての取り組みですね。各いろいろな町民の皆さんがその対応窓口によってそれぞれ異なった対応、また合意したことに関して、その合意と違うような対応をされている、

また東京電力内の3、4号棟の覆土式の仮置き場、9号棟の固体廃棄物貯蔵庫に対しての今回町として認めたことに対する電力としての対応をたずね、そういうふうな意味合いの質問だったと思います。

まず、それぞれの町民の皆さんが合意されたことで対応がぶれているということに関しましては、町としてもある程度把握をしていると。ただ、官が民に対してのそういうふうな取り組みに対して口を出すということは非常に難しいですが、双葉町の復興推進課のほうで交渉の窓口、町民の皆さんのそういったニーズに応えるような対応を今させているところでありますし、町民の皆さんそれぞれの複雑な事情というものがありますので、そういったことに関して町としましては電力に精いっぱい、そういうふうな、ぶれない、きちっとした対応をするように今後とも強く求めていく考えであります。

また、3、4号の覆土式の仮置き場、そして9号棟の固体廃棄物のいきさつ、私も十分覚えておりますし、その折には原子力被災者に対する丁寧な賠償、誠意ある対応ということを、確かにその中に入っております。そういったことで、強く東京電力のほうには町としましては申し入れをしておりますし、今後ともそういうことのないように強い対応をしていきたい、そういうふうな判断もしたらいいのではないかと議員のご指摘ではありますが、それも最終的な判断として1つの選択肢の中として持っていきたい、そういうふうな思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） きょうの町長の行政報告の中で宮澤大臣等のお話もありました。それで、最後のほうに、152名の方々が本請求を行っていないという話が出ましたが、実際問題、これ、できないようにしている人もいますから、東京電力で。そういうものがあって、現時点で、きょう、あした何かやるということはできないとしても、行政が動かないのであれば、本当に私たちが動かなくてはならないのかなというときが来るのかな。余りにも、国も国民を守らないで東京電力を守るなんていうのは間違った話だと思うのです。双葉の町民は双葉町が守っていないといけないと思うのですね。

その賠償、補償ができないのであれば、東京電力の話はもう聞かないぐらいの対応を強くしない限り、いつまでもこうやってやられると思うのです。普通にうちの町長、議長が全協に出ているのに、一国の主ですよ、双葉町といたら町長が。ましてや議長も出ているところに、社長が来ないので。ちゃんと返事できるような話し合いにもなっていないというふうに私は思います。代理で来た方が約束していきました。文面でももらいました。だけれども、やっていませんというのは、これは非常にもっておかしな話だと思うのです。もうそろそろ、ちゃんとした対応ができないのであれば、東京電力さんに関しては一企業ですから、企業を守るのか、町民を守るのか。国に僕は大きな声で言いたいのは、自分たちも一緒に進めてきた原子力政策に対して、こういうふうになったら国民を守らないで、一企業、東京電力を守るような体制というのはもう全くもって遺憾なので、町としては今後そういうふうなことがないように、やっていただいているとは思っているのですが、定例会等もまた3月にいろんなことを決めるのだったらできると思いますが、もっと頑固な態度で東京電力に当たっていただきたいなと思いますので、言っているだけではなくて、ちゃんとした形にしていく時期ではな

いかと私は思っていますが、町長のお考えを再度お聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、本賠償請求をされていない方が、百五十数名の方があるということで、きのうの行政報告の中で報告をさせていただいております。ただ、これは私町長に就任当時のことでありまして、約900名の本賠償請求をされていない町民の方がおったということで、これがメディアのほうも報道をされたり、いろいろな国会議員関係の先生方も耳に入って、国会の中でただした、そういういきさつもありました。そういったことから鋭意努力をして、900名近くいた本賠償請求の未請求者が今現在150名に減ってきたというのは、ある程度その取り組みは進めてきているのかなというふうに思っております。ただ、その百五十数名の方がゼロ名、一人でもいなくなるまでにやっぱり努力をしていかななくてはならないというのは、これは当然取り組みを進めていく、そういうふうな考えでおります。

また、この誠意ある真摯な賠償の取り組み、そういったことに関しても今までも町として東京電力に強く申し入れをしたところでございますが、そういった考えを、またさらに今ご指摘のあったようなことも踏まえて取り組みをしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、2番の老人福祉についてに入らせていただきます。

原子力事故以降、高齢者の体調の変化が多く耳にされます。現時点では今後の行政運営を考えるとなかなか手が回らないことは理解していますが、速やかに対応しなくてはならない重要課題であることも事実です。行政として対応が遅れるのであれば、国が進めてきた原子力政策なので、その被害者に対しては国が責任を持って対応していただくことも考えなければならないと思います。高齢者施設など、国が進めれば町が進めるよりも早く進められる問題が多くあると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の老人福祉について。高齢者施設など、国が進めれば町より早く進められる問題が多くあるのではとのおただしであります。東日本大震災、原子力災害から3年9カ月が経過しまして、高齢者の健康状態については大変危惧しているところであります。

現在要介護、要支援認定者が震災以前に比べ、本年11月現在で70%ほど増加となっております。大幅な増加の要因としては、長年住みなれた故郷から避難を強いられ、生活環境の大きな変化、不自由な避難生活の長期化などが考えられます。町としては介護予防事業を重点課題として、応急仮設住宅、借上げ住宅などの訪問活動、健康、栄養を主体としたサロン、介護予防訪問介護、予防通所介護など介護予防対策に取り組んでおります。

原子力災害という前例のない町ごと町外避難を強いられている現状から、震災以前、双葉町において社会福祉法人が運営しておりました介護保険施設の事業再開を早急に進めなければならないことは

十分認識しておりますし、町としても可能な限りの支援に努めておりますが、前例のない災害での対応という複雑多岐にわたる手続、問題がありますので、時間を要するものと予想されております。

このように避難自治体が震災以前の施設事業再開にそれぞれ取り組んでいる状況を考えますと、菅野議員が言われるような考え方もありますので、このことを十分踏まえ、国に要望していくとともに、現行制度ではそれぞれの手続を一つ一つ前に進めるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。町である程度できるところまではやっているというのとはまた、僕、今回の質問は違うのです。というのは、行政とか社会福祉法人とかがやるとやっぱりハードルが高く、双葉町であればその許可関係も双葉町という話になるのですが、ほかの地域にすると、双葉町が幾ら入っても、そのほかにそこの地域の行政を通じて、また県を通じてという、書類の面とかそういう面でも非常に僕は大変だと思います。だけれども、現行の法律というのは、根本的に日本国憲法の中ではやっぱり国民を守らなくてはならないというものがあると思うのですよね。

この原子力政策に関しては、国も大きく関与しています。今はなくなりましたけれども、原子力保安院という組織が前ありました。そこは、ちゃんと責任とりますとよく言ってやっていたけれども、原子力事故になったら、国はもう、はい、そこはなくなりました。新しい規制委員会が出てきました。もうこれは逃げだと思うのです。ただ、そういうものだけではなく、お年寄りというのは、双葉で言えば、双葉町の経済を支えて今まで生きてくれた方々で、老後をこんな避難生活で終わらせてはいけないのではないかと私は思うのです。であれば、本当に老人ホームとか何とかと入れるようなものも考えるのであれば、今老人ホームに入るのにかなりの順番待ちが出てきていますよね。これは、双葉で暮らしていればそんなになかったのではないかと。私の地域でもそうだと思います。であれば、これは国立の老人ホームをつくるべきではないですか。町でできないものを県、国がやるというのは、これは行政のシステムだと思うのです。

何でもかんでも町にやれば、今町長を含め双葉町の職員の方々は多くの仕事を持っていて、本当に速やかにできるかという、財政の面とかいろいろ考えると、なかなか厳しいところがあると思うのです。国立がんセンターとか、そういうものは多いからとできますけれども、いろんな面でやるのであれば、国に国立の老健施設を要望するのも、僕はこれは一つだと思うのです。それに大きくかかわってもらって、こういう事故があると、こういうこともあるのだよということも、やっぱり町長、この陳情等にもこれは訴えていかななくてはならないし、現実的にやっていただかないと、このまま本当に避難して、こうやっていますと行って多くの仕事ばかりいただいて、何も進んでいないのかなと。僕たまに老人の方々とお話するときと言われるのですけれども、俺こんなところで死にたくない。何も楽しくない。何で俺こんなところになくてはならないのだという声を僕は多く聞きます。そういうことも踏まえれば、国にこういう面、県とか国にも陳情の一つに、他町村の町長たちとも話し合

っていただいて、やっていただくのも一つなのかなと。町では書類上とかそういうのを考えれば、予算上を考えれば、百歩譲ればわかりますけれども、通告にも書いてありますけれども、重要課題だと思ふのです。重要課題だと思ふので、そこら辺の町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今菅野議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、老健施設、双葉町の特別養護老人ホームの件も含めての話だと思ひますが、今現在3年9カ月の長い避難生活で全町避難をさせられている状況で、高齢者の方が非常に会員も含めて厳しい状況になっているというのは、町としても十分把握をしているところであります。

一方、双葉町にありました特別養護老人ホームせんだんの再開について、町としましても事業主体ではありませんが、できる限りの事務事業に関して町がかかわって、それがスムーズに進むのであるならばということで、今町もその再開に向けての協力をしているところであります。当然県のほうの高齢福祉課、いわき市のその担当の部局の了解がなければ、これは再開というのは非常に難しいのは議員もご存じだと思ひます。そういったことで、こちらいわきのほうで何とか再開するための、今用地を含めての交渉がようやく最終段階に来ているというふうに報告を受けております。

そういったことで、まず双葉町のお年寄りのためのそういった施設、これは特別養護老人ホームですから、双葉町だけということではなくて、困った方に対しての対応は当然するのは当たり前ですし、そういうものでケアをしていくと。また、双葉町の町民の皆さんが、福島県内59市町村でも30の市町村にお世話になっている現状です。全国でも39都道府県、300以上の基礎自治体にお世話になって、その大半に恐らく高齢の人たちがお世話になる状況だろうと、そういったことで、それを全て網羅するというのは非常に厳しい状況だろうと。今議員からご指摘ありましたように、国がかかわってその対応をするべきだろうという意味合いだと思っております。そういったことで、我々も原子力被災者に対する救助する法律、あとは災害対策救助法では網羅ができていない、その対応ができない状況でございますので、今後担当の厚生労働省を含めて、その取り組みについて働きかけをしていきたい、そういうふうに考えます。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今せんだんの話が出ましたが、せんだんだけではベッド数が本当に焼け石の水のごとく足りないのではないかと。現時点でわかっていると思ひますので、国の誠意ある、東京電力さんがよく使う「誠意ある」対応をぜひ町長、国に、厚生労働省に求めて、国立の老健施設ができないのであれば、その対応を国が責任を持ってやってもらうという方向でぜひともお話をお願いいたします。

3番目に入ります。双葉町の農業について。双葉町農業委員会の今後の活動と、第1次産業である農業に関してお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告にお答えをいたします。

双葉町農業委員会の今後の活動と、第1次産業である農業に関しての考えについてのおただしであります。震災、原発事故による避難から3年9カ月が経過し、農業者はいまだに不自由な避難生活を強いられている中、農業再生の見通しが全くつかない状況にあります。

このような厳しい状況の中で、農業委員会の今後の活動といたしましては、双葉町の復旧、復興のためには農業の再生が必要不可欠であることから、農地、ため池、水路等ばかりではなく、地域全体の除染を早急に実施すること、また長引く避難生活により、荒廃する農地の保全などを国、県、町に要望してまいります。

適正な農地行政の推進といたしましては、今後除染事業によりふえ続ける除染廃棄物の仮置き場として農地を利用する場合など復旧、復興事業等に係る農地転用等については、周辺農地等への影響、廃止後の農地への原状回復が十分に行われているかなど、設置者へ指導してまいりたいと考えております。

第1次産業である農業に関しての考えにつきましては、たび重なる原子力発電所のトラブルに見舞われ、営農意欲の減退、担い手の減少も心配されております。住民意向調査におきましても、「営農を再開する、再開するかわからない」が約3割と、厳しい状況にあります。農業再生につきましては、非常に困難が予想されますが、農業は本町にとって基幹となる産業であり、意欲のある農業者が地域の核となって農業を進めていくためにも、経営管理能力の向上や農業経営の法人化、6次産業化等農業経営化の向上のため経営発展に向けたさまざまな支援施策の拡充が必要であると考え、さまざまなニーズに合わせ農業者からの相談を受け、対処してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 以前にも農業委員会にはいろいろと一般質問をさせていただきました。現実何もやっていないというのが現実問題ではないですか、会長。今後の農業を見据え、第1次産業である農業を見据えて、会長、復興委員会でつくった太陽光パネル等の説明を受けましたよね。

（「はい」と言う人あり）

○4番（菅野博紀君） その下で何が農業できるのですか。それは農地でやるのですよ。農業委員会として機能がどうなっていますか。

それと、双葉町農業委員会の今後の活動と言いますけれども、今後の活動とか今までの活動のことを振り返ってください。今寺沢にどういうものがありますか。あれは農業委員会が許可したのですか。農転をかけたか何かして、コンバグを置いている場所というのは。ありますよね。高速道路の削ったものをコンバグに詰めて、寺沢に置いていますよね。あれは農地ではないですか。農業委員会が、それはわかっているけれども、原状復旧ではないですか。国が特措法をつくって、何にするというものがあつたとしたって、農業委員会が何も知らないのであれば、それで農業委員会が黙っていたら、農業委員会要らないではないですか。会長、ちゃんと双葉町の農地を見えていますか。僕はそういうこ

とを前回から聞いているのです。原状復旧の経験のある方はいらっしゃるのだから、農業委員会にだめなものだめ、話。農地にそういうものを置いていいのですか。会長、そこら辺が全然ということに僕は前回の一般質問からずっと言っているのです。

答弁に関しても、今後の第1次産業である農業、3割とかそういうものではないでしょう。農業委員会は、将来を見て第1次産業をいかにやっていくかということではないですか。やる人がいるのだったら、土壌をそろえなくてはならないということではないですか。会長、震災以降、この前の一般質問以降、そういう場所はちゃんと見ていらっしゃいますか。

というのと、もう一つ、農業委員会として、寺沢、あと、また中浜のほうのあれも何か置いてあるところがありますよね、農地にね。そういうところの視察等をしているかということと、例えば国が特措法でやっているから、それはいいのですよといったら、農業委員会の立場というのがもうなくなるのですけれども、それはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 瓦れきの問題に対しては、農業委員会が、国が主体となっておりますので、農業委員会としてのことは……

○議長（佐々木清一君） 会長、立って答弁してください。立って。

○農業委員会会長（谷 充君） 失礼しました。

農業委員会としては、国から出たものに対しては国が主導権があるということで、私たち農業委員会に配慮なく瓦れきは置けるといふようになっております。

それから、寺沢に置いたのも、これも前もって私たち農業委員会にも入っています。それから、中野、中浜地区も今除染をしていますよね。それもしっかりと聞いておりますので、行ったときには郡山海岸まで私も足を延ばして、どういうふうになっているのだから、それはそれなりに見ております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今の1回目の答弁と今の答弁とはすごく矛盾していらっしゃると思うのです。国が置ける。では、農業委員会はそれを守ると言ったでしょう。守らなくてはならない立場の農業委員会です。ましてや、寺沢もみんな、最初にもう聞いていたと言いましたよね、農業委員会会長。言いましたよね。私が聞いているところでは、それは聞いていなかった。農業委員会のあれで説明前にもう置いていたということも聞いています。答弁間違いないですよ。これはもう議事録に残りませんからね。

それと、それによって農業関係の仕事をしようとして、これではできなくなるよというような話も出てきているではないですか、会長。出てきていますよね。これ、会長としてちゃんと農業委員会の委員の話の聞いているのかという話なのですよね。農業委員会の委員の中にもそういう方もいらっしゃるし、その時にご報告だということもやっていたら、これはちょっと農業を、今後農業委

員会の会長として、双葉町、今帰還を目標にいろいろやっていますが、ちょっと答弁がおかしいのではないですか。自分で今ここでお読みになった答弁書と今の2回目の答弁ではちょっと矛盾が生じると思うのです。もし寺沢の農地にというのを最初からわかっていて許可したというのであれば、最初に報告受けましたというのであれば、農業委員会としては農地をどうする気なのですか。もう全部置けるように、国がいいと言えればいいのですか。何も言わないで、それで。では、何年間置くのですか、それ。そういうものをちゃんときちっとした中で農業再開ができるとか何かといえば、何も考えていないということを2回目と言っていると思うのですよ、僕は。私のとり方はそうですよ。では、何年かそれを置いて、農業委員会としては戻ってきた人にどういう対応をするのかということまで話し合っているところではないですか、それ。それも全部わかっているということなのですよ。

ちょっとこれは農業委員会の会長として、私はあれだと思います。自分でもちゃんと原状復旧した経験もあるではないですか。国にちゃんと言ったらいいいではないですか。農地に埋め立てしたら、だめなときは原状復旧されるのだよと。そういう経験をなされているのだから、ちゃんと国にも言ったらいいいではないですか。農業委員会の会長ですよ。双葉の農業を守らなくてはならないのですよ。そんなあやふやな気持ちでそんな答弁されても、こっちは困りますよね、逆に言えば。やりたいという方がいらっしゃるのですよ。それはだめにされたという方もいらっしゃるのですよ。会長、ちょっとそこら辺どういうふうに考えているのか教えてください。今の本当に将来的なこととか、そういうのもちゃんと答弁してください。

○議長（佐々木清一君） 農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 先ほども言ったように、国が主体となれば、私たちのほうが許可するよりも国のほうが先手なものですから、これに対しては農業委員会を通さなくても置けるというふうになっております。ですから、これからいろんなところであると思います。しかし、あのコンバグ、寺沢にあるのは高速道路の除染したものであります。結局あそこに置くのにどうしようかというふうな形の中でいろいろ困ったらしいですけれども、ここにあるというふうな形の中で、私たちは後から通告したのだ。ですから、国のやるものに対しては、私たちは報告を受けた中で農業委員会が承認したということでもあります。

（「議長、今2回目の答弁と3回目の答弁では話が違うんです。コンバグ置くのを最初了承していたって、わかっていたって、2回目では、今の答弁では、国がやることは国でやって構わないけど、そのご報告だって、やった後だという答弁今なさっていますよね。答弁の違いあるんですけど、これどういうことなんでしょうかね」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時42分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 1回目の答弁に対しては、大変申しわけないと思います。大変失礼いたしました。

（「何に対してのものでしょうか。取り消ししないということですか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 1回目の質問に対してのこれは取り消したいというふうに思います。大変申しわけありません。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 再質問と再々質問の答弁は取り消しさせていただきます。農業委員会としての双葉町農地はしっかりと守っていきたいと思います。

以上です。細かいことは、もしあるとすれば事務局のほうからご報告させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 今、農業委員会の谷充会長から、菅野議員に対する再答弁、再々答弁、質問に対する答弁を取り消させていただきたいという旨の申し入れがありましたので、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 答弁の取り消しは、我々はそれはそれで、いいと言えいいのですけれども、質問者がまず納得するかどうかですね。ひとつここで言わせてもらえば、農業委員会の会長に除染したものをどこに置くとかという話は、農業委員会が責任持ってそれがやっていることであればまだ責任も問われるのですけれども、それ以前に国から町を通して指導があれば、農業委員会事務局、担当課長兼事務局長はその辺をしっかりと農業委員会の中で打ち合わせをしておいて、まして当然……

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員、ちょっと待ってください。そこまで長くなるなら、一般質問の時間をとめますから、菅野議員の。

○6番（谷津田光治君） だって、今とめているでしょう。

○議長（佐々木清一君） とめます。でないと、時間が加算されますので。

○6番（谷津田光治君） では、これ何、今一般質問の時間になるの、これ。

○議長（佐々木清一君） いや、時間をとめていますから。

○6番（谷津田光治君） だから、国から町に対しての指導、農業委員会の権限、どっちが強いのか。どっちが、農業委員が主体なのか、国からの指導で町が主体なのか、そこをはっきりしないと、これはいつまでたつたって問題解決しないと思います。

（「休議でよろしいでしょうか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、時間がとまっているだけで、休議していない。

では、ここで休議します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

農業委員会会長、谷充君。

○農業委員会会長（谷 充君） 説明のほうは、先ほど言いました再々質問に対しては取り消しということで、再度説明のほうは事務局のほうからさせたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 農業委員会事務局長、猪狩浩君。

○農業委員会事務局長（猪狩 浩君） それでは、菅野議員の再質問と再々質問についてご説明申し上げます。

農地転用、農振除外につきましては、農地法第4条第1項第2号によりまして、国が主体の場合は農地転用許可は不要となります。農業振興地域整備計画についても、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2により、国及び地方公共団体が事業を行う場合は開発許可が不要となることから、事前の農業振興地域整備計画の変更は不要であります。農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号により、事業の実施後、該当地番を計画から除外することとなります。また、平成23年11月7日付、福島県農林水産部長通知によりまして、仮置き場設置及び搬出する場合は農業委員会へ報告するようになっておりますが、通知では設置後の報告とされているため、現在農地に設置されている仮置き場につきましても、当時環境省から双葉町及び地権者、隣接地権者に事前説明がございましたが、農業委員会に対しては事後報告となっております。今後は計画の時点で農業委員会へ報告するよう国へ申し入れたいと思っております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ちゃんとした答弁書を読んでいただければすぐに終わる問題だったのかなと思います。農業委員会の会長としてちゃんと答弁をできるように頑張ってくださいなと思います。

では、4番の中間貯蔵についてお伺いいたします。中間貯蔵施設の地権者説明会が終わり、地権者

の方々に余り納得のいく説明ではないようでしたが、そもそも町有地もあり、行政としてもかかわらなければならない問題だと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番目の中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設に関して、予定地内に町有地もあり、行政としてもかかわらなければならない問題と思うが町長の考えを伺いたいとおたがひですが、地権者説明会については、9月末から10月中旬にかけて環境省が開催しました地権者説明会においてさまざまな意見が出される中、町としても出席者数及び議事録の結果から、地権者の十分な理解が進んでいるとは言えないと考え、去る10月23日に大熊町長とともに地権者に丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすることと、説明会に出席されなかった地権者に対して早急に説明を行うことの2点を環境副大臣及び環境大臣政務官に対して申し入れたところでありました。

その後、先月20日から今月5日にかけて県内外12カ所で町政懇談会を開催し、中間貯蔵施設の問題を含む町政全般について、地権者を含む町民の皆さんからご意見を伺ったところでありました。

町政懇談会での町民からの意見については、先日の議会全員協議会でもご報告させていただきましたが、中間貯蔵施設に関しては施設そのものに反対との意見もありましたが、現時点で納得していないとの意見の多くは、条件が折り合わない、国からの誠意ある説明がまだされていないとのことによるものと受けとめたところでありました。

一方で、町が地権者や町民の意を酌んで判断してほしい、判断を地権者に押しつけないでほしい、復興が進まないのを地権者のせいとされかねないので困っているといったご意見も多く頂戴いたしました。さらに、個人的には受け入れざるを得ないと思うといった意見のほか、国からの交付金は町民全体のために使ってほしいといった具体的な提案もいただきました。

また、中間貯蔵施設予定地内に一定の割合を占める町有地についての意見も幾つかありましたが、私は地権者への説明状況などを見きわめながら、町民の代表である議員の皆様と事前に協議しながら判断していきたい。地権者が判断する前に町有地の取り扱いを判断する考えは今現在考えていないことを懇談会の場でも説明したところでありました。

国に対しては、現時点においても、説明会に参加しなかった地権者に早急に説明することと、さらに丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすることが必要であり、その取り組み状況をしっかりと把握をして報告することを求めています。

私としましては町有地の取り扱いはこれまでどおり対応していく考えであります。町政懇談会において、町が地権者の意を酌んで先に判断してほしいとの意見を重く受けとめ、まず国から地権者の説明の取り組み状況の報告を受けた後に、町としての対応を議会の皆様と協議を行っていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 先般、隣の中間貯蔵は双葉町、大熊町に建設予定であって、大熊町がある一

定進んだというような報道と、現実にそうだったのかなという部分があります。僕、この地権者の問題に関しては、先ほど町長深くは触れなかったと思うのですが、双葉町、大熊町が、大熊の方と話したときは、大熊町ある程度進めないと、そのことによって避難生活に多大なる弊害があると。3回も4回も、双葉町にもいらっしゃると思います、そういう方が。そういうのも含めていけば、地権者と話し合うのは国であって、オープンではなくて、ちゃんとした交渉の場というのはまだ一回もないと思うのですよね、地権者自体との話し合いというのは。多くの人間を集めて、2時間とかそういう時間の中で話ししているのですけれども、それで国としてはどういうふうにしたいのかなというのが僕はちょっと。

というものと、行政としては、その段階まではある程度地権者の権利ということで進めなくてはならない時期に来たのかなというのと、反対の方、絶対反対だよという方は余り私は話は聞かないです。地権者の方は、条件が合えばと。だけれども、その条件も何も、話し合う場がないのかなと思うのですけれども、そこら辺をどういうふう to 今後していかななくてはならないのかなというので、その話し合いも、どんどん地権者ともちょっと話もしなくてはならないしと思うのですけれども、そういう要望等も行政としてはしてあげるのも、ある一定まで進めなくてはそれができないというのだったら、その地権者の方々の話を聞きながら、多く、足並みもそろえなくてはならない。いろいろな問題があると思いますが、その判断もしなくてはならない時期が、そんなにそんなにほうっておけない問題になってきてしまったのかなと思うのですが、町長自体のお考えはどうなのかな。そういうふうに進める行政として、議会と相談してって、わかりますが、ある一定の話し合いの場をつくるという意味での行動はする時期が近々なのかなと思いますが、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、地権者の理解が進んでいるかというふうな考え方のもと、先ほど答弁の中で申し上げておりますように、10月23日に環境副大臣、環境大臣政務官に大熊町長と私とで、まず地権者に丁寧な説明をして理解を求めると、そしてさらには地権者説明会に来られていない地権者に説明をすると、そういうことをまず強く申し入れをしたところであります。

そういったことから、国から今現在でその報告といったものはまだなされておませんが、町としましてはペーパーでその状況の説明も求めているところでありますし、それが近々国のほうから提示をされるものと期待をしているところであります。

また、先ほど条件面での話等々ありましたが、そういったことに関しましても、まず国の丁寧な説明を継続してやるように強くこちらとしても求めていきたい。一方、今月には大熊町の執行部、そして大熊町議会としまして中間貯蔵施設の建設の受け入れの判断をされたという報道等がなされております。そういったことで双葉町は、前から議員の皆さんにも、町民の皆さんにもお話をしているとおり、県と大熊町と連携をして、丁寧な対応をしながらこの問題に取り組んでいくということを申し上げ

げております。

そういったことで、大熊町のその判断を重く受けとめているのは、これは間違いないことだと思いますし、その対応について、ただ、今現在、我々がその判断に対してどうこうというふうなことではないと。しかしながら、この町政懇談会等でも、先ほどこの答弁で申し上げておりますように、町民の皆さん、地権者の皆さんの特に、地権者に責任を押しつけるな、地権者だけが大変な思いをしているのだよ、町もその判断に加わるべきでないか、そういうふうなご意見も数多くあったのも覚えております。そういった中で、私は前から、個人の財産権に関する判断というのは、これは行政であっても立ち入ることはできないのではないかとというふうなことは申し上げております。しかしながら、この大変重い判断、このことに対して町が介入しなくていいのか、そういうふうなご意見を踏まえて、何度も申し上げておりますが、議会の皆さんとも相談をしながら、その方向性を決めていきたい。そして、この判断につきましては、この大熊町の判断も重く受けとめ、そう遠くない時期に判断をしていかななくてはならないのではないかと、そういうふうにご意見を踏まえて、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 地権者の方々とお話を何人かに聞く場面があります。今、結局地権者の方々は雲をつかむような話をしています。全然、上のほうで話をしています。だから、直接的な話し合いの場をとというのは、やっぱり交渉というか、売ってもらえるか、売ってもらえないのかとか、そういう場をつくるようなものがある程度進まない、いつまでたっても終着点はないと思うのです。では、町では、例えばの話です、段階制にして話し合いしてみたらいいのではないですかというぐらいのあれまでは進めて、その地権者の方々は一人一人条件は違うと思うのですよね。条件は違うと思うので、そこぐらいの話し合いをしないと、地権者の方々が、うちの土地入っているのに、何でおまえ、俺は何も知らないのだと僕はよく言われることがあるのです。そこら辺もちゃんと、国の誠意ある対応というのは、そこら辺も一つの。僕は賛成とか反対とかという立場ではなく、そこら辺もちゃんと話ししないと、全然スタートラインにも乗っていないし、本当に東京マラソンとか何とかで、スタートラインではなくて、ずっと後ろのほうの1キロ、後ろのほうでスタートして、まだスタートラインに立っていないような状況だと思ってしまうので、それはやっぱり国民の権利、地権者の方々の権利として、その話し合い等はもうしないと、ストレスがかなりたまるし、結局さっき言った避難生活にもというのも出てきているので、そこら辺をちょっと町等々でも考えて、地権者等とも話したりなんか、いろいろ考えていくべきだと私は思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。通告番号2番、議席番号1番、ただいま議長に質問の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番、高齢化対策について。要介護者がふえる中、震災前まで運営していた老健施設の再開が急務と考えるが、再開に向け、町はどのように支援されるのか、町長の考えを伺いたい。

2番、介護の現場においては人材不足が叫ばれており、今後町民のための施設運営に向け、介護に携わる人材を育成し、確保する必要があると考えるが、町長の考えをお伺いいたします。

3番、いわき市南台、郡山市卸町のサポートセンターの賃借期限について伺いたい。

4番、双葉町健康福祉課より高齢者福祉の関するアンケートが出されておりますが、その結果報告をお願いいたします。また、アンケートは無作為ということでしたが、協力いただいた方のうち施設を利用されている方は何名で、要介護3以上の方は何名いましたか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の高齢者対応について。老健施設の再開が急務と考えるが、再開に向け町はどのように支援されるのかとのおただしであります。特別養護老人ホームの再開のことと受けとめてお答えしたいと思います。これは事業主体があくまでも社会福祉法人でありまして、町としては関係機関との連絡調整、協議、諸手続など、さらに可能な範囲での事務指導を支援しているところであります。

介護にかかわる人材を育成し、確保する必要があるのではないかとありますが、まさにご指摘のとおりでありまして、全国的な福祉、介護の人材確保が課題となっておりますので、福島県などの制度活用を図り、介護人材を育成し、早急に確保できるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、いわき市南台、郡山市卸町のサポートセンターの賃借期限についてのおただしですが、いわき市南台サポートセンターは福島県が建設した県直営の仮施設であります。管理運営につきましては、福島県と双葉町社会福祉協議会が賃借契約を結び、その期限は平成27年3月31日までと伺っております。

郡山市卸町のサポートセンターにつきましては、双葉町と双葉町社会福祉協議会で高齢者等サポート拠点設置事業委託を締結し、事業を実施しておりますが、双葉町社会福祉協議会と南東北総合卸センター協同組合が賃借契約の締結を行い、その期限は平成27年3月31日までと伺っております。

次に、双葉町健康福祉課の高齢者福祉に関するアンケート結果についてのおただしであります。町では平成26年度に策定する高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に、高齢者の方々に必要な支援やサービスのあり方を検討し、生活機能の状態を把握するため、双葉町高齢者日常生活ニーズ調査を、65歳以上の町民の方1,000名を無作為抽出により、本年10月に実施いたしました。なお、調

査の性格上、原則介護認定4及び5を受けている方については調査対象から除いております。回収率は69.8%となりました。

調査結果につきまして、主なものを申し上げます。家族構成についてであります、「家族などと同居（二世帯住宅を含めます）」が77.9%と特に多く、「一人暮らし」が15.5%、「その他」は5%となりました。

ふだんの生活でどなたかの介護、介助が必要ですかということについては、「介護・介助は必要ない」が58.5%と多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている」が16.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.5%となっております。

介護、介助を受けている方の中で、主にどなたの介護、介助を受けていますかということについて「介護サービスのヘルパー」が42.2%と多く、次いで「配偶者（夫・妻）」が30.2%、「子の配偶者」が21.6%、「娘」が19.0%となっております。

要支援、要介護認定を受けている方で、現在介護保険サービスを利用していますかということについては、71.7%の方が何らかのサービスを利用しているとの結果であります。

施設を利用されている方は25名で、要介護3以上の方は、要介護3が36名となっております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） （1）であります。いつごろになったら、地方自治では特別養護老人ホームについては町が主体ではないと言いますけれども、今特例というのがありますと前も話したと思うのですね。やはり何でも法改正であり、かつ法制化、法改正とかいろいろありますが、私たちはやっぱり避難したくてしているわけではないということ踏まえれば、やはりこの1から4番までの間で、せめてもっと前向きに対処できないのかというのが私の考えで、なぜかという、今、これから日本の平均寿命100歳ということも語られてきた時代なのです。そうした場合に、町としてまだ何も言ったらおかしいけれども、この施設に関しての前進がないのではないかと私をいつも思っているのですね。やはり皆さん口には出さないのだけれども、この問題は一番重要ではないかと。やっぱり足元がきちっとしていなければ前に進めないのですよね。少子高齢化といっても、少子ではできました。この前の質問でも言いました。やっぱり高齢化ということは、もういわきでも1,800人の施設待ちと語られておりますね。町長、去年9月の定例議会でこういうことも言っているのですよ、これ。議事録を私読ませていただきました。そしたら、復興住宅に関しては、勿来酒井、双葉町町外拠点、それは大いに結構なことかと思うのです。でも、その前、私はこの高齢化に向けてという一般質問をしたときに、こういうことを語られて、ああ、まだ町長はそこまでいっていないのだ、私たち高齢者の考えがまだ入っていないのかなと思ったのは、こういうことを語られています。双葉町に将来に戻るといって構想を持っている以上、逆にその施設をつくってしまったら、双葉町に将来戻ることになったときにどうするのか。そういった、避難先自治体に対して迷惑といいますか負担、そういったものが非常に高いものになってくるのだろう。そういうふうなことも考えなくてはならないだろう。

当然そういうことも考えなくてはならないです。でも、高齢化は待たないということを知っていますか。

そして、これは、勿来酒井にできる町外拠点はさんざん進めて、今度イメージ図までできました。高齢化福祉に関しては、高齢化対策については、全然まだそういうイメージ図どころではなく、何も考えていらない。やはり今までずっと双葉町を支え、家族を支えてきた高齢者にとって行き先がないのですよ。やっぱり病院から真っすぐどこに行けばいいのですか。その時町が全部よその他町村に頼むのですか。よその他町村だって、これ、いわきだって1,800人待ちですよ。そういった場合にどういうふうに町長は対処されるか。私は何度も言っているのです。

私も他の自治体を聞きました、どうなっているのですかと。9月の質問にときに言いましたけれども、10種類ぐらいあって、いろんな施設。小規模、多機能型介護施設をやるよという自治体もあります。だから、何かそういったものをつくっていただかないと、いつまでたってもこれは他町村に頼みます。では、30年も40年も、では町外拠点は何年あとこれあるのですか。住むのですか。町外拠点、何十年くらい住むのかなと。そんな中で我々は一日たっても年はとっていくわけですから。片方は全然そんなことを考えていない。私ははっきり言って自分の親もおります、まだ。96歳で。那須におりますけれども、やはり那須にいて自分の思いも言えなくなっている。やっぱりその高齢者に対して、今まで双葉町にいて、町、家族を支えてきた人に対して、まだ全然進んでいなくて、他町村に頼みますでは話にならぬではないですか。私はそう思うのです。その辺ももう少し深く考えてもらわないと困ります。

あと、避難先自治体に要請して、その対応は考えてもらっております。避難先自治体も満席ですよ。私はいつも思っているのです、もう。この1年、この問題ばかりやってきたのですけれども、それで、先ほどの議員さんが、国に要望したらどうか。国も今ははっきり言って、高齢者が多いために、そこまで、一部は市町村事業に転換されますよね。そういうことも考えたときに、町だって、国も県も。県に聞きました。やってください、今回我々は避難したくて避難しているのではないのだということを言ったら何と言われたと思いますか。いや、それは各町村で考えてください。各自自治体で考えてください。だから、自分のことは自分でやらなくてはならないのですよ、自分の町のことは。それを、他町村に頼みます、頼みます。1人だから頼めばいい。また次来たときもどこかへ頼んで探せでは、今まで一生懸命働いてきた先人に対して申しわけないのではないかなと思っています。その辺を町長ははっきりと、私もこれ、この22ページと21ページ、私今回読ませていただいて、本当にこの辺をはっきりお聞きしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ちょっと待ってください。その部分のどの部分を答弁してもらおうのかということ、長くお話しされたのはわかるのですが、ただどの部分が町長の答弁に対してして足りないから、これをきちっと説明して、答弁してくださいというような趣旨を言ってください。

○1番（羽山君子君） 避難先自治体に迷惑といいますますが、そういったものが非常に高いものとなっ

ているということで、施設はつくるのか、つくらないのかということ、あと、いつまでも他の自治体をお願いしていくのかということ、2点をお聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、何度も申し上げておりますが、特別養護老人ホームに関しまして、経営主体は町でございません。経営主体が町でないということは、経営に介入することはできないということをまずご理解いただきたいと思っております。

そういった中でも、町としまして、どれだけ、どういう支援ができるかということで、行政としてかかわれる支援を最大限今やっているところでございます。事務手続等のそういった行政がかかわったほうが早く進むだろうということに関しては協力をさせておりますし、そういったことで双葉町にありました特別養護老人ホームせんだんの事業再開については、町が関与する範囲の中でできる限りの最大限の協力はしていると思っております。ただ、他町村でそういった施設の開設をどうだというふうなお話でございしますが、まず1つ目のそういった施設に関して再開することに関しましても、県の高齢福祉課、いわき市の担当部局、そういったものの事務的な、物すごく煩雑なことに関しても、行政として何度も私自身も足を運びまして、その認可に向けての取り組みを、言葉は悪いですが、認めてもらうような対応はしているつもりでございします。当然いろいろお困りになっている、介護を求めお年寄りが多くなっているというのは、私も含めて判断しておりますが、これは他町村につくらないから面倒を見ないということではなくて、こういったことに関してお互い協力し合う、そういうふうな考えを持って、双葉郡内の中で協力し合いましょうというふうな考えのもと、そういうふうな発言をしております。

そういったことで、先ほどから羽山議員に町としてという言い方をされておりますが、町としてできることはやっているつもりでございします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町としてやっていることが相手につながらないことだってありますよね。だから、私は前ほどから、小規模多機能型とか、いろいろな他の自治体でやっているようなことを、そういう施設をつくったらいかがですかと言っているのと、あと、いわきと言いますけれども、町長は。いわきだけが避難されているわけではございませんということを私は話ししているのですよね。やっぱり1カ所だけで。だって、50名と言ったではないですか。50名で、今1,800人ぐらいいる中で足りないのではないですか。そしたら、あの方方は皆よそというか、双葉郡の施設に皆頼むということになるのでしょうか。その辺もう一度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員から特別養護老人ホームの希望の話でございしますが、これは経営が私どもではないということで、その希望等に関して我々が言及することはできないと思っております。

それは、その運営母体でありますその法人がそういう判断をされたというふうを考えるしかないと思っております。そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長はせんだんのことを……

○議長（佐々木清一君） いや、もうこれは3回質問終わっていますので、次の質問に入ってください。

○1番（羽山君子君） 失礼しました。

○議長（佐々木清一君） いいです、そのまま。そのまま2番続けてください。

○1番（羽山君子君） 復興公営住宅について。いわき市勿来酒井に県が整備を進めている復興公営住宅の進捗状況について、入居見込み時期を含め、詳細にお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、復興公営住宅について。福島県がいわき市勿来地区に整備を進めている復興公営住宅の進捗状況についてのおただしであります。福島県に確認したところ、勿来酒井地区の復興公営住宅については用地取得がおおむね完了したところであり、現在造成設計に取りかかるところと聞いております。

勿来酒井地区の復興公営住宅については、当初平成27年度中に完成、入居が始まる予定でありましたが、工事等が遅れる見込みとなりました。そのため、県において平成28年中の入居に向けて用地造成、建設の期間を検討しており、それが確定次第、具体的な募集時期、入居予定が示されることとなっております。町としては、平成28年中といえども、できる限り早期の入居ができるよう県に対して強く要望しているところであります。

さらに、11月26日には、私と議長で竹下復興大臣に対して、復興公営住宅の早期整備に向けて福島県に対して特段の措置を講じるとともに、勿来酒井地区については郡立診療所、高齢者福祉施設、商業施設、十分な広さを持つ集会施設や広場の併設についても整備主体である県に対して特段の財源措置を講じるよう要望したところであり、竹下大臣からはしっかりと対応していきたい旨の発言をいただいたところです。引き続き復興公営住宅の早期整備に向けて国、県に対して強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 先ほど町長は、聞いておられますと話されましたね。聞いておられますのではなくて、確認して答弁をお願いしたいと思っています。というのは、私は詳細にということをお話ししてありますので、その辺よろしくお伺いいたします。

それでは、3番に移りたいと思います。中間貯蔵施設について。県内の除染廃棄物を貯蔵する中間貯蔵施設については町はどのように対応されるのか、町長の考えを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設について町はどのように対応するのか、町長の考えを伺いたいとおたがひでございますが、先ほど菅野議員の質問にもお答えしたとおり、私としては、現時点において国が地権者に丁寧に説明し、地権者の理解が得られることを求めているところであります。

一方で、双葉町とともに受け入れ要請をされてきた大熊町においては、先日の12月議会、議会全員協議会、行政区長会を経て、町として建設受け入れの判断がされたところであります。これまでも大熊町とは連携をとってきたところでありますが、大熊町では11月26日に予定地内の8名の行政区長から町長と議長あてに、速やかな町としての判断を表明すべきとの申入書が提出されたことなども判断の材料になったものと考えております。

これに対して私は、双葉町の対応としては、町政懇談会における町民及び地権者から出された意見や、10月23日の国への申し入れに対しての地権者説明状況の報告を踏まえ、議員の皆様と協議を行っていき考えでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 国は地権者の同意や町の提示している5項目などに関係なく、工事の一部入札や土地の無償借用、高速道路の早期開通、各道路の整備など、またいわき事務所の開所など、私たちの知らないところで除染廃棄物を運搬するための道路網や、貯蔵するための施設の段取りをしているように思えてならないのですね。そんな中で、立地町としての条件の提示が必要であるのではないかと考えています。地権者にいつも丁寧な説明だけで終わるのは、町民にとって不安の一言に尽きるのではないかと考えています。内堀知事も前面に出てこの問題に取り組むと話しておられるようですし、町民や地権者の皆様に町としても納得のできる誠意ある対応が必要になってくるのではないかと考えていますので、再度の質問よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、丁寧な説明、地権者に理解を得られるようにということだけではなくて、いろいろな条件という話もありましたが、これは一人一人の地権者の財産権にかかわる権限、権利でございますので、それぞれその権利のある方がきちっと自分の考えを国のほうに申し上げていただきたい、そういったことで理解をしてもらおう努力を国はするべきだと、そういうふうなことを申し上げておりますし、またそれ以外のものでも、国に対して町として要求、要望していかなくてはならないものは当然やっていかなくてはならないと思っておりますし、先ほどこの答弁の中で申し上げておりますように、連携をしている大熊町がそういう受け入れの判断をされた、そういうふうなことにしても、町としましても議員の皆様と相談をしながら、今後の取り組み、対応を考えていく、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 議員とともにお話をされていくということですが、それともう一つ、地権者一人一人の意見を聞いて国はやっていただきたいということを話しておられますが、一人一人聞いていたらこの問題は解決できないのではないかと考えていますので、これで質問をを終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 休議に入ります。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

5番、清川泰弘君。

（5番 清川泰弘君登壇）

○5番（清川泰弘君） ただいま議長から許可を得ました5番、清川であります。ただいまから一般質問を行いたいと思います。

午前中は大変熱の入った議論がありましたけれども、私爽やかに、簡単明瞭に質問したいと思いますので、ひとつ簡単明瞭にお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

震災後はや4年を過ぎようとしておりますが、町長初め執行部の皆さんには大変多忙な毎日を送られていると思います。そこで、次の3点についてお伺いします。

1点目、借上げ住宅に現在住んでいる町民の今後についてであります。現在借上げ住宅に住んでいる方々で、復興住宅または自分の家を持つということについて、子供たちその他の関係といろいろ相談してもまだ決めかねている方がおります。何か町長、先ほどの答弁で、28年度、29年の3月までに復興住宅をつくるということですが、それを望まないとか、またつくば、埼玉にも大勢の方が借り上げていて、向こうのほうには復興住宅はできないというような趣旨のことも聞いております。そこで、復興住宅ができない、他県人のあんたが、勝手にしょうとか、ただ自主避難した人、双葉町でない人、郡山、二本松、白河、その人たちが全国に自主避難していますね。その人たちも、家賃の補てんなんか受けている方もおります。その方はその方ですけども、我々双葉町民は強制的に避難をさせられたわけですから、復興住宅に入りたくない、また入れない、いろいろな事情、くどいようですけども、子供との関係で持ち家を持ちたくない、そういう方に今後どうしていくのだから。これは中間貯蔵その他のことにもリンクしてきます。これは非常に大事ですので、ここで本来、通告しましたので、明確な答弁が欲しかったのですけれども、その辺をよろしくひとつお願いします。

（何事か言う人あり）

○5番（清川泰弘君） 町が決めることではないでしょうから、家賃のことについては。

あと2点目、中間貯蔵について。中間貯蔵について、今後の町当局としての考えを伺いたいと思

ます。先ほども同僚議員のほうから2名の方が中間貯蔵のことについて質問がありましたけれども、議会にも話し合い、相談をしながらと言っていますけれども、相談の仕方、つくりたいから相談するのだから、まるっきり白紙だから、どうしますかという相談だから、その辺もひとつ伺いたいと思います。

あとは、3つ目、いろいろ課題は山積しておりますけれども、特に来年の重点事業について伺いたいと思います。

以上、よろしくどうぞお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、清川泰弘議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の借上げ住宅に住んでいる町民の今後について。今後、復興公営住宅に入らなければ借上げ住宅の家賃は自分で支払うようになるのか、それとも復興公営住宅並みの家賃で住むことができるのかとのおただしであります。まず復興公営住宅は、原発事故により故郷を離れて暮らす被災者のコミュニティの維持、形成の拠点として、または被災者の生活基盤として、各被災自治体がコミュニティ拠点を置こうとする県内市町村へ福島県が整備を進めている公営住宅であります。

一方、借上げ住宅につきましては、東日本大震災等により避難されている方への住宅支援として、福島県が民間賃貸住宅を借り上げて被災者へ供与している応急仮設住宅であります。

この2つともそれぞれ制度が異なりますので、取り扱いも異なります。当町が対象となっている県営の復興公営住宅の家賃は公営住宅法に基づき算定されますし、県で定めている収入要件の上限額を超える収入のある方以外は入居期間に制限はありません。

一方、福島県借上げ住宅制度は災害救助法に基づき無償で供与されております。賃貸借期間が1年間の定期賃貸借契約を貸主、福島県、入居者、双葉町の4者で契約を締結し、1年ごとの再契約を締結することとなっております。現在借上げ住宅の供与期間は平成28年3月末日まで延長されているところです。

ご質問の、復興公営住宅に入らなければ借上げ住宅の家賃は自分で支払うようになるのかという点につきましては、借上げ住宅制度が続く間は入居者の負担は生じませんが、制度の終了や、借上げ住宅からの転居となれば家賃の支払いが生じます。ご自身が借りた住宅に対して復興公営住宅の家賃を適用することは困難であります。民間賃貸住宅をご自身で契約したり、復興公営住宅に入居した際にご負担いただいた家賃については、現在のところ平成29年5月分まで東京電力への損害賠償の請求項目となっております。

2番目の中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設について、今後町当局としての考えはとのおただしであります。先ほどの菅野議員及び羽山議員の質問とも重複いたしますが、国が地権者に丁寧に説明し、地権者の理解が得られるようにすることを求めた10月23日の申し入れに対しての国からの地権

者説明の取り組み状況の報告と、町政懇談会で出された意見の総括、これまでに役場等に届いているさまざまな意見等を総合的に勘案し、議員の皆様との協議を経て判断したいと考えておりますので、ご理解願います。

3番目の来年度の重点事業について。平成27年度の重点事業は何かとのおただしであります。東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年9カ月を経過した今もなお全町避難が継続し、町民の皆様は厳しい避難生活を強いられています。このような中、特に復興公営住宅を初めとする町外拠点の整備を目に見える形で具体化させていくとともに、双葉町の将来の帰還、復興への道筋をつけていきたいとの強い思いから、本年を双葉町の本当の意味での復興元年と位置づけて、町の復興に向けた課題に取り組んでいるところであり、今後もこれらの施策をさらに加速させていきたいと考えております。

来年度の重点事業については、現在、来年度予算編成作業の中で具体的な検討を行っているところですが、本年度同様に、双葉町復興まちづくり計画の3つの復興の理念である「町民のきずなの維持・発展」、「双葉町外拠点におけるコミュニティ形成」、「町民一人一人の生活再建」の実現に向けた個別施策を実施するとともに、今後の町の復興を実現するために必要な人材育成にも取り組んでいく考えであります。

また、復興公営住宅の早期整備といわき市勿来酒井地区における双葉町外拠点の早期実現、避難指示解除準備区域内における本格除染と帰還困難区域内の拠点除染、上下水道の復旧などに向けた取り組みが着実に実施されるよう、来年度も引き続き国、県との調整を行っていく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） それでは、2番と3番についてはいろいろ執行部のほうで検討するということですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

1番の借上げ住宅については、災害と原子力災害とのすみ分けでという話ですけれども、現に復興住宅ができないところに住んでいる方がいるわけですね。まとまってね。加須にも相当な数がありますね。加須には今のところ復興住宅はできないということで、だから自分でも持ち家を持つにも、ちょっと子供たちとかいろいろの関係で、資金の面、その他の面で。だから、それは災害住宅の適用受けると何年までというけれども、これは特別災害というか原子力災害で、自主避難でなく強制的な避難ということで、もう4年近く、あと2年ありますから、6年間もそこに住んでいると、地域のきずなとかいろいろなことがありまして、なかなか次に移るということも大変だ。されば福島に戻る気のない人も、いろいろの方がいると思ひます。だから、その辺はいろいろな現状を踏まえて、国、県はどう言おうが、やはり双葉町として町民のことを真剣に考えて、粘り強く国、県にやって、やっぱり皆さんが今後、何年たったらどうなるかわかりませんが、そこまで安心して暮らせるような、生活できるような方策にひとつ努力していただきたいと思ひます。

そこだけちょっと伺って終わりたいと思います。どうぞ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 清川議員の再質問にお答えいたします。

まず、借上げ制度の問題で、先ほど申し上げましたとおり、まず借上げ制度でも復興公営住宅とそうでないものとの対応についてはそれぞれ判断の仕方が違うということですが、復興公営住宅の部分は、県内での整備というものは、従前から申し上げておりますように、多少の遅れはありますが、ある程度の方向性は示されていると思います。

それ以外の借り上げ制度、また県外におられる、避難をしている皆さんに対しての対応をどういうふうにしていくかということに尽きると思いますが、そういったものに関しても、まず、これはできない、あれはできないということではなくて、まず議員がおっしゃったように、国の指示で避難をされている状況でありますので、そういったことに対して、国、県に対しても粘り強く、この借り上げ制度そのものも含めて対応していきたい、そういうふうに今後も国、県に要望を続けて、皆さんに不安にならないような対応の取り組みをしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。
7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） こんにちは。岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しておりました通告書に沿って質問をさせていただきます。

大きく1点だけ質問をさせていただきます。高齢者の足の確保についてお伺いいたします。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故より避難を余儀なくされてから3年と9カ月がたちました。町民は全国39都道府県、334区市町村へちりぢりとなり、ふるさとへの帰還の不安を抱きながら避難生活を強いられている状況には変わりありません。そういう中、町民の皆さんは応急仮設住宅や借上げ住宅等さまざまな生活環境の中で避難生活を送られております。それぞれ、今暮らしている地域にはなれたとはいえ、外出の際の交通手段には苦慮されている方もいらっしゃると思います。特に車のない高齢者の方は、何かと不自由されているのではないかと思います。県内では応急仮設住宅のある地域を中心に、公共交通機関による復興支援バスが運行しております。しかしながら、乗降者は指定された停留所に限られることや、限られた運行本数、運行路線から外れた地域に住んでいる方が利用できないことなど、利便性に課題もあると思います。交通の不便な地域に住んでいる方や足腰の不自由な方など、交通弱者と言われる高齢者の方々の外出の際の足の確保の支援が極めて重要ではないかと思いますが、対策を数点お伺いします。

まず1つに、復興支援バスはいつまで運行されるのかお伺いします。

2点目、特定被災地域公共交通調査事業の目的と今後の改善策があるのかどうかお伺いします。

3点目、民間タクシーを利用の際、福祉タクシーとしての助成制度を導入するお考えはあるのかどうかお伺いします。

以上です。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の高齢者の足の確保について。（1）の復興支援バスはいつまで運行されるかのおたただしですが、いわゆる復興支援バスは、国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業の地域公共交通調査事業を活用して、バス事業者等が運行実施しているものです。先般補助金交付要綱改正により、東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特例により、平成27年度まで補助事業が延長されましたので、この期間まではバス事業者等による運行が可能となったところであります。

次に、（2）の特定被災地域公共交通調査事業の目的と今後の改善策はあるのかのおたただしですが、特定地域公共交通調査事業は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域を対象に、被災者の生活交通を確保、維持を図ることを目的としております。

当町では現在、いわき市内での調査事業連絡協議会に参加して、この事業に当たっております。この協議会は、特定被災地8市町村と、学識経験者として福島工業高等専門学校の教授、バス事業者として新常磐交通株式会社を構成員として設置し、いわき市内での生活交通のあり方を調査しているところです。

一方、福島市、郡山市では、福島交通株式会社へこの調査事業をお願いしているところです。

当町はもちろん郡内各町村は、原発事故による長期避難のため、生活の足として今後も持続可能な公共交通が必要であります。特にいわき市内で複数の被災市町村からの多くの被災者が仮設住宅へ入居しておりますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、平成27年度までの期限があることから、平成28年度以降の避難者の生活交通を安定的に確保、維持することが極めて重要な課題となっております。

これらを踏まえ、今後の改善策として、国へ引き続きこの補助事業の継続、または同様の補助制度の新設や、仮設住宅を巡回する道路が道路幅の狭いところが多いところから小型バス車両の購入、複数の被災市町村が同一路線上に仮設住宅を設置していることから各市町村の補助額を合算した額を補助上限額にするように国への要望を検討していかなければと考えているところでもあります。

当町を含め郡内各町村の避難者もいわき市を含めほかの自治体で生活しており、お世話になっている自治体の交通政策のお考えも尊重する必要もありますので、この協議会の場などで今後の改善策などの検討を続けてまいりたいと考えております。

続いて、（3）の福祉タクシーとして助成制度の導入についてのおたただしですが、民間タク

シーを利用の際、福祉タクシーとしての助成制度の導入についてのおただしであります。町民の皆さんは依然として全国39都道府県での広域にわたり避難生活を強いられ、今後も長期化するものと懸念しているところであります。このような避難生活の状況の中で、高齢者の方々の移動手段については特に不便な環境に置かれているものと認識しております。現在双葉町社会福祉協議会に委託しております生活支援・介護予防事業においては、外出支援サービスを実施しております。また、身体障がい者福祉対策として人工透析患者通院交通費補助を実施しており、移動手段の確保にさらに強化を図ってまいりたいと考えています。

民間タクシーを利用した場合の福祉タクシーとしての助成制度につきましては、高齢者や介助を必要とする身体の不自由な方のサービスも含めて考えなければならず、全国的に避難している状況から、避難先ごとの地域的な課題、タクシー事業者との調整などの課題も多く、今後どのようなあり方がよいか慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。少し、ちょっと切り込んで質問させていただきましても、復興支援バス、今ほども答弁いただきましたけれども、双葉町の仮設住宅のあるいわき、郡山、福島で現在運行されているわけですが、いわきでは9路線、うち双葉町の仮設住宅がある南台経由で植田駅まで1日5往復、週7日間運行しております。郡山は日和田仮設から郡山駅経由、郡山支所まで1路線、1日3往復、これは月曜日から金曜日まで運行。福島は浪江と双葉の仮設が市内に点在しているため3路線で、路線によっては月水金の運行、また火木土の運行と、1日3往復しております。

この利用客を見ますと、福島交通に聞きますと、郡山路線は本当に1日1人か2人というようなことでした。福島路線に関しても、1日平均2人から4人ほどしか利用されていないと。いわき路線に関しましては、行政に報告していますのでお答えできませんということなので、いわき路線の場合どのくらい1日利用をしているのかどうか、ちょっとお伺いしたいということと、それと停留所の数は利用者の目的に沿って、医療施設とか公共施設やスーパーマーケットなど利便性を図ってやっているのですが、バスの運行時間と利用者の目的時間がなかなか合わないということで、また足腰の悪い方はどうしても、バスが大きいために乗り降りの負担などで、高齢者にとってはなかなか使い勝手が悪いところもあるのではないかなというふうに思うのです。

今ほどもお答えいただきましたけれども、この復興バスは国土交通省の公共交通調査事業で運行しておりますけれども、調査事業でありますから、このいわき路線のほうも23年の11月から運行されておりますし、福島、郡山も平成24年1月から運行と、3年も既に経過している事業なのですね。今ほども、改善策もいろいろと検討しているということでお答えいただきました。浜通り地区地域公共交通確保維持改善調査事業連絡協議会というものがあって、今町長の言うように5町村で1市、あとそういう学識経験者の方でいろいろ協議をしているようなのですが、もっと具体的に、やっぱり

利用者の意見を聞いて改善策を講じなければいけないのではないかというふうに思うのです。実際27年まで継続されるということですが、その調査費用には地域のデータの収集とか分析費用、あとは住民、利用者のアンケート実施の費用などもこの調査の対象になっているのです。実際こういったことがこの協議会の中で行われているのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それと、福祉タクシーとしての助成制度の導入として伺いましたけれども、福祉タクシー制度というと、全国から見ても重度、中度の障がいのある方が民間タクシーを利用する際の助成制度が通常であります。私が言う福祉タクシーというのは、もちろん障がい者の方も対象には入るわけですが、本当に交通手段のない方が足の確保のために高齢者タクシーとして利用する制度、その一部の運賃を町で助成する、してはどうかというような、そういう制度であります。例えば、受ける受給者の対象は、70歳以上の方で車の運転できない方とか、あとは要支援、要介護の方などを対象にタクシー券を発行して初乗り運賃分を助成するなど、費用の一部を軽減することによって高齢者の皆さんの外出の機会がふえてくるのではないかなというふうに、これ考えるわけです。今現在、それ、県内外に町民の皆さん、それぞれの地域で自治会を設立させて、みずからの力で交流の場をつくって、そして町民同士のつながりを築いているわけです。しかし、なかなかそういう場所に、足がないために参加ができないという方も実際私の住んでいる福島のほうにもいらっしゃいます。そういう足を確保することによって外出機会をふやして、人と人との触れ合い、そしてそれがまた生きがいにつながって、健康づくりにもつながり、ひとり暮らしの方や高齢者世帯の孤立化を防ぐということにもなると思います。そういった意味でもっと町としても検討していただくということですが、積極的にこの足の確保に対して、高齢者福祉対策として今後お考えがあるのかどうか、それをお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

いわき路線の利用者数については行政のほうに報告があるということで、まず答弁に関しましては、これは住民生活課のほうで説明をさせます。

あとは、調査事業連絡協議会でのいろいろな調査費用、そういったものが検討されているのかということに関しましては、住民生活課のほうに説明をさせます。

あとは、福祉タクシーの助成、いわゆる70歳以上の高齢者に対する助成を町としてどう検討するか、考えられるかというお話でございますので、このことにつきましても、まずいろいろ精査をさせていただいて、今後助成の方向性について可能であるかどうかということも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 松本住民生活課長。

○住民生活課長（松本信英君） 岩本議員の再質問にご説明申し上げます。

いわき路線の利用状況でございますけれども、月平均360名、1日当たり12名ということで伺っております。

あと、2番目にありました調査事業の検討でございますけれども、この福島交通では実証運行とニーズ調査ということで、ニーズ調査の中ではアンケートも実施しております。

あと、いわき路線については福島高専のほうで、先般、南台の仮設住宅にお住まいの方のアンケート調査を実施しております。また、その中身については、ちょっと町のほうに報告があった状況で、ちょっとその内容は。その中でも、それぞれのまずアンケートの中で言われている内容としては、復興支援バスを続けてほしい、これから公営住宅に引っ越す予定であるが、やはり復興支援バスがないと不便であるとか、あとは、全員が乗ってほしい、あとは、ノンステップバスが欲しいなんていうような意見も届いております。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） タクシー券の発行はする考えがあるかどうかというような質問が入っているのです。助成。

（「検討するという話だったよね。検討するという話」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再々質問させていただきますが、アンケートの調査ということで今住民生活課長のほうからもいただきましたけれども、復興バスは復興バスで、私は否定しているわけではなく、もちろん利用者の方も1日いわきの場合12名ほどいらっしゃるということで、27年度までの継続。それ以降もこの状況が、このまま、まだ復興住宅が進まず、仮設住宅がまだ利用されるということであれば、継続していただきたい。ただ、先ほども町長が言いましたように、大型バスに1人か2人というのではなくて、やはりもっと使い勝手のいい中型というのですか、そういう、コミュニティーバスとよく言われるのですが、マイクロバス的なもの、あとタクシー業者あたりが乗り合いタクシー、ジャンボタクシーなどを使って、これまでの路線を運行してもいいと思うのですよ。その調査事業というのがこの27年度まで延長ということで、約2,000万円とか2,500万円とかという予算なわけですよ。やはりもうちょっと効率のいい運行の仕方があっていいのかなというふうに思いますので、その辺のところもぜひその協議会のほうで提案をして、検討して見ていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど羽山議員の一般質問の中でも答弁ありましたけれども、高齢者日常生活ニーズ、これは健康福祉課でアンケートをいたしました。その中で、避難生活が長引く中で高齢者の実態やニーズ、地域課題等を把握するために日常生活ニーズの調査を行って、これによって、要するに高齢者の方々に必要な支援やサービスのあり方を検討して、26年度に策定する高齢者保健福祉計画第6期介護保健事業計画に反映させるということで、町長のほうからも答弁ありましたけれども、この高齢者の

足の確保という観点からちょっと見てみますと、設問1で、ひとり暮らしの方が15.5%ということですよ。それだけのひとり暮らしの方がいます。そういう方が本当に足の確保をされているのかどうか、その辺もちょっとやはり詳しく調べていただきたいなというのと、設問2で、運動、閉じこもりについてもあります。設問の中には、「週に1回以上外出していますか」、「昨年と比べて外出の回数が減っていますか」、「外出を控えていますか」というような設問もあります。外出を控えている理由の中に、足腰の痛みとか、外での楽しみがないとか、あとは交通手段がないというのがあります。「外出の際の移動手段は何ですか」というのの中に、徒歩、自動車、あとは路線バス、タクシーというのがあります。こういうようなところも私はちょっと調査の結果わかりませんので、ご報告をいただきたいというのと、こういった高齢者の日常生活のニーズの調査が、日常生活に密着した高齢者の足の対策というのを高齢者保健福祉計画のほうにぜひ反映させていただきたいなと。これは重要な課題だと思うのです。せっかくこういう調査をしているのですから、やはりひとり暮らしでなかなか、外に出るにしてもバスを経由したり電車を経由したり、雨の日なんか特に、やはりバス停まで行くのも大変な方もいらっしゃいます。そういった場合、やっぱり使い勝手のいいタクシー。それに対してやはり町は補助をします。これ、全国本当にちりぢりになっていますから、なかなかその辺は難しいかもしれませんが、ぜひちょっと検討してみたい。今後やっぱり高齢者の方、それぞれ免許証も返納される方もふえてくると思います。そして、復興住宅も整備が進めば、新たに交通サービス網の整備も必要となると思いますので、高齢者の方々が住みなれている地域で安全に安心して暮らせるような、そういうぜひとも福祉対策としてこの足の確保、高齢者タクシー補助制度というものをぜひ、しつこいようですけれども、検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。何か答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 答弁もらうのか、もらわないのか。

○7番（岩本久人君） ありましたら答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） いや、質問で質問しておいて、答弁があれば答弁してくださいという質問はありませんので……

○7番（岩本久人君） 答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） きちっとそこを直して、きちっと申し上げてください。

○7番（岩本久人君） それでは、答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、路線バスの運行の中で、バスの大きさとか、そういったことで道路の大きさ、広さ、狭さによって大型バスで入れない部分とか、またコンパクトなバスによっていろんなところに入っていかどうか、そういうふうなことの対応も考えたらどうかというおただしもあったと思います。そういったことに関しても、これは協議会、その中で検討したいと思います。

あとは、ひとり暮らしの方の足の確保については、参考として15.5%、108名、要介護認定を受けていらっしゃる方は施設サービスの中で対応できるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

あと、閉じこもりについてであります。そのアンケートの中身については健康福祉課長のほうに説明させます。

あと、福祉タクシーのいろんな先ほどから言われている検討につきましては、当然どういうことができるかも含めて検討していきたい、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 大住健康福祉課長。

○健康福祉課長（大住宗重君） ただいま岩本議員の再々質問のことについてご説明を申し上げます。

日常生活ニーズの調査ということで高齢者の調査をしております。その中で、交通手段がないという方が17.9%ほど回答がありましたので、結果として申し上げます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 一般質問の許可がありましたので、通告をいたしておりました件について質問をさせていただきます。

まず、第1点ですが、双葉町の原子力損害賠償に係る今の状況についてをお尋ねしたいと思います。現在までの賠償請求内容と金額及び何度の請求書提出があったのか。また、幾ら賠償金を受け取っておりますか。前井戸川町長の時に賠償請求をしたという話が、聞いたことがあると記憶しているのですが、それらを含めて今まで何度あったのか。

それから、今後の請求内容、どのぐらい取りまとめているのか。当然担当課があって係がいるわけですから、これは遅れることなく仕事は進んでいるものと思っております。ですから、今後の請求内容と金額、及びいつ請求するのかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の双葉町の原子力損害に係る賠償の現況について。（1）の現在までの賠償請求内容と金額、請求回数、受領額についてのおただしであります。平成24年3月8日に東京電力に対し、町の公有財産としての土地、建物について、総額192億5,000万円の損害賠償請求を行っております。現在まで請求書を提出したのはこの1件であり、賠償額は受領しておりません。

請求書を提出後、これまで東京電力社長に対して複数回にわたり文書で損害賠償に係る取り組み状況等について通知し、回答を求めてきておりますが、その都度納得できる回答には至っていないのが

現状であります。今後も定期的に協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、(2)、今後の請求額内容と金額、請求期日についてのおただしであります。ただいま答弁させていただいたように、町公有財産の賠償請求に対する明確な回答を得られてはおりません。このため、公共施設や公有の土地等は個人のような賠償基準もなく、指針もありませんので、請求事務は時間を要するものと考えており、そこで請求事務を専門家にお願いすることとし、弁護士と調整中であります。

この公有財産の請求事務とあわせて、避難指示に伴い発生した追加的費用は賠償すべき損害として中間指針では認められておりますので、具体的には公共下水道事業の営業損害、放射線測定費用、人件費、事務所の移転費用等について、証憑類が準備できるものから早急に取りまとめ、請求したいと考えております。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 町長、今の答弁全く不満であります。今までこれ1回というのは、多分前町長の時でしょうか。町長になってからやらないというもおかしな話で、これはちゃんと課の設置条例には、仕事をちゃんと分担して、させているはずなのです。ですから、これでまだやりませんという答えでは、役目怠慢なのか、指導不足なのか、これは全く議会の一員としては不満です。我々、原発の賠償、家、宅地は終わって、山林、原野に入っています。ですから、これ、町長先ほどの皆さんの質問にも答えていたようですけども、町有地も当然いろんな用途に応じた、公園から山林、原野、田んぼまで多分あると思っておるのですが、それらも賠償の範囲内には入れないですか。くしくもきのう朝日茨城版に、つくばみらい市とか守谷市とか取手市とか常総市とか東電に損害賠償という記事がありました。ですから、これ、公共団体、いわゆる町としてはどこまで賠償請求できるのかというような問題もあると思うのですが、1つ例をとると、今埼玉で復興公営住宅欲しいという要望があって、町長は、県は「うん」と言わないからからだめだと。町には残された町営住宅がいっぱいあります。この賠償請求して、その賠償請求額で町営住宅でも埼玉につくってやったらどうですか。考えられませんか、こういうこと。先ほどから羽山議員が質問した福祉法人のせんだん、あれ、つくると言っているのは、多分賠償金でつくるという話になっていると私は思っているのですが、だから賠償請求して、賠償金が町に入れば、それでできませんか。

私は、「できません」、「やりません」と言っているのは簡単だけれども、もっと一生懸命仕事をさせていただいて、係の者、これはせつかく条例までつくって係をつくって、それに見合った仕事をちゃんと割り当てているわけですから、賠償対策係というのものもあるのだよ、ちゃんとね。だから復興の話になれば、復興推進係というのものあったり、原子力対策係というのもの係として町長つくって、係をちゃんと決めて、だから賠償のほうももっと進むような方向にはなりませんか。これ、もっと賠償を取って、それを有効に。県内、県外問わず、特に双葉町は埼玉に、これは町の声かけで行ったのですから、私ら、最初から埼玉に行きたいといっただけで行ったのではないのですから、だから前町長がやったこと

であろうがなかろうが、現町長もそれに対してちゃんと対策を立てていかないと私は思っているのです。ですから、我々個人ももらっているものですから、町もちゃんと請求してもらって、それを困っている町民のために有効に使いましょうという考えはありませんか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、原子力損害に係る賠償の現況についての再質問であります。請求は1件であります。その後複数回にわたり、文書で損害賠償に係る取り組み状況の回答を求める通知をしております。そのことについて具体的に何回しているかということも含めて、ちょっとお答えさせていただきたいと思っております。

まず、平成24年4月11日には、1カ月経過しても何ら回答ないことから、請求後の対応についての意見と要望として、検討の進捗状況等について報告するよう文書で通知を行っております。平成24年4月17日に東京電力から、迅速かつ公正なお支払いができるよう誠心誠意取り組む及び検討の進捗状況についても定期的にご連絡させていただくとの回答がされ、その後定期的に報告がなかったことから、平成25年12月11日に進捗状況についての明確な回答を求めることをしております。この回答が平成25年12月25日に提出され、財物価値に係る損害賠償請求に明確な回答ができていないことについて重ねておわびしたい。検討はしているが、現時点において明確にお示しできる状況に至っていないので、いましばらく待っていただきたい旨の文書が提出されております。

さらに、平成26年1月27日に、地方公共団体が受けた損害賠償に対する貴社の基本的な考え方について再度文書で通知をしております。この回答が平成26年2月27日に提出され、地方公共団体が所有する財産価値の喪失または減少等に対する賠償について考え方を示せる状況に至っていない。検討が終了次第速やかに案内する旨の文書が提出されております。

さらに、平成26年3月10日には、平成26年2月27日の回答文書の内容について、確認事項として何点かの疑問点について文書を求めています。この回答が平成26年4月27日に提出され、地方公共団体が所有している財産価値の喪失または減少等に対する賠償については、さまざまな角度からの検討及び帰還の見通しとあわせて所有財産の継続使用等の可否等も見据える必要があるとのことで、東電の考え方を示せる状況にない旨の文書が提出されております。また、平成26年度内にこの検討の進捗を報告する旨の回答を受けているということでございます。

先ほどいろいろな施設関係に関して賠償請求して、その賠償で何とかそういったもろもろの対応を考えたかどうかということですが、そのことについてまず検討させていただきたい、そういうふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 我々個人でも賠償していただいて、宅地を求めようか、家をつくろうか、こういうような考えも、賠償金が入ればそういう考え方も出てくるわけです。ですから、個人が賠償

していただけるのであれば当然町だってできるはずと、私はそう思っただけの質問ですから、あしからず、まず。

ですから、よその自治体でも東電に3億4,295万円を請求したという新聞記事さえあるわけですから、できると思っただけの質問ですから。ですから、面倒くさいのは後回しでも、我々個人のは、面倒くさいのは後回し、できるものは「はい、はい」とその都度賠償してもらっているのですけれども、役場も何度申し入れしても、何度答えが返ってきて、実のある、賠償します、幾ら幾らします、これで町も合意してくださいというような文書をいただかないと、幾ら申し入れても果実が落ちこちてこないと何もできないと思うので、とりあえずこれは係総動員して請求してください。

先ほどの答弁でも、中間貯蔵施設の答弁で、いわゆる大熊はまあまあオーケー。双葉町も近々判断する時期が来るであろうみたいな答弁だったと私聞いたのですけれども、やっぱり町の財産処分するときに、賠償してもらえるところがあるのに賠償もしていただけていなかったら、私は一番先に反対しますから。これは、賠償してもらえるところをそのまま売ってしまったり、貸したり、それでは一般的に損だよな。賠償してもらえるものはもらって、売るものは売る、貸すものは貸す、このけじめをちゃんとつけてやらないと、私はいいですよとは言いたくない。

ですから、何度か、さっき町長、何年何月といっぱい言いましたけれども、何回言ったって、ちゃんともらえないとだめなのだな。ですから、これは強力に。その次の段階に入れる話し合いがあれば、それに支障のないようなやっぱり請求の仕方と受領の仕方をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか、ちょっとその考え方。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、賠償の取り組みについてであります。これは後ほど総務課長のほうから、今現在町としましても、幾ら請求してもきちっとした回答、そして結果の出ない状況で、これ何とか賠償請求して、これはきちっとした対応ができるような取り組みということも今課内で検討して、その取り組みを進めるような状況になっておりますので、その説明をさせたいと思います。

また、当然もらえるべき賠償に関して、その取り組みがなされていないうちに中間貯蔵施設の町有地のいわゆる国有化なのか、地上権なのかの判断というのはおかしいだろうということは私も理解できますので、そういったことに対しても対応していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） では、次に移ります。

町長、町民の帰還時期、帰町、町に帰られる時期。つくばで夏祭りの時、ちょっと町長とその話ししたと記憶していますが、6年間といたら、6年で帰られるかという話だったように記憶しているのだけれども、とりあえず生活賠償、精神的慰謝料の賠償は6年とって、6年なのですよ。だから、当然賠償する側も、このぐらいなら何とか目鼻つくのかなと思っただけの6年設定かなというよう

な気もしないわけではないのですが、4年今目前にして、4年という期間を目前にして、次の定例議会の時には4年と言われる時期ですから、だからその時を目前にして、また、あと何年で帰られるのかわからないというのも避難町民に対してやっぱり安心感を与えないと私は思っているのですが、町長、今いつ帰れると思っているのか。今4年、3年9カ月、ですから、あと何年何カ月後になるかなという、町長腹づもりでいるのですか。町長はこういうふうは今思っているのだ、考えているのだということがわかれば。

それから、町の施設の被害実態調査、それから復旧計画。復興、復興って、復旧もしないうちに復興しろというのは私は無理だと思っているのです。復興推進係というの、これはちゃんと課設置条例の中で係が決められております。ですから、これらも、産業建設課の中にこの係があって、ちゃんと係は、仕事を与えられている職員はいると思うので。こういう実態、町の実態、今被害の実態と、どう壊れて、どういうふう復旧しなければならないというふうな計画はとくに私はできているものと思っているのですが、これができているのかどうか。

それから、避難指示解除準備の両竹、中野、中浜除いてモデル除染というのを4カ所ほどやったと。最後に役場ということになっていると思うのですが、総務課長、役場のやつ報告書なかったな。見たいとは思っているのですが、大したことではないと。

それらの除染計画、これ、国の計画だの県の意向だのと言っているとなかなかできないので、とりあえず我が町のどこをどういうふうやればというのがやっぱりできて、それで県、国と交渉。ここを先にやれとか、あそこは汚れているから、もっと丁寧にやれとかという話し合いができるぐらいに、とりあえず我が町の自前の計画が立てられているのかどうかについてお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の、町長は町民の帰還時期をいつと想定しているのかについて。（1）の町民の帰還時期についてのおただしであります。町への帰還見通しについては、町内の放射線量の減衰の見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通しなど、町が単独で帰還の見通しを判断できる範囲を大きく超えており、町がその時期を明示することは困難と考えております。そのため、引き続き国に対して、除染やインフラ復旧などの工程を明らかとし、具体的な帰還時期を明示するよう求めてまいります。

次に、（2）、町施設の被害実態調査と復旧計画についてのおただしであります。最初に公共施設の状況について申し上げますが、平成23年12月7日から平成26年1月28日まで、18回にわたり職員による被害調査を実施しております。調査物件数は143棟で、このうち津波により流失したもの、地震により全壊したものを合わせて10件について、建物共済（火災共済）の共済金（見舞金）5,995万1,000円の支払いを受けております。海浜公園施設や浜野公民館等の津波による流失については全損との確認はできますが、そのほかについては半壊か一部損壊なのか判断が困難な物件がほとんどであり、その判定は専門家に依頼する必要があります。しかし、公有建物はほとんどが帰還困難区域にあるため、

建築士等による詳細な調査は行ってないのが現状であります。今後の国の除染計画とあわせ、町の復旧・復興実施計画の策定も踏まえ、修繕可能なかどうかの判断も必要になってまいりますので、専門家による調査について検討してまいります。

次に、生活インフラの被害状況であります。町道につきましては簡易的な測量による1次調査を実施しております。被害状況につきましては、道路が67路線、被災延長が1万3,731メートル、概算復旧額が14億7,600万円、被害内容は陥没、舗装流出、舗装クラック、崩壊等であります。町道橋につきましては、中浜橋、森合橋の津波による流出など25橋梁が被災し、概算復旧額は10億2,900万円であり、被害内容は流出、落橋、沈下などあります。ため池、幹線水路については国が代行して昨年度より調査を行っており、次年度も継続して実施することとなっております。下水道、農道については未実施でありましたが、次年度より着手する計画としております。

復旧計画については、国の災害復旧事業は、原則帰還困難区域は除染後に災害査定を実施する方針であるため、本格復旧ができませんので、応急復旧を実施してまいります。避難指示解除準備区域におきましては、本年8月に森合橋が災害査定を受け、災害復旧事業に採択され、おおむね5年以内に復旧される予定となっております。町道につきましては、次年度に被災箇所の測定設計を行い、査定実施後に災害復旧事業を実施していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、(3)の避難指示解除準備区域外の町内の除染計画についてのおたただしであります。いわゆる帰還困難区域内の除染について、昨年度は環境省ではモデル除染としまして双葉厚生病院、特別養護老人ホームせんだん、ヘルスケアふたば等の保健福祉施設、ふたば幼稚園、双葉町農村広場の3カ所を実施し、さらに墓地について昨年度末から今年度初めにかけて実施しました。

今年度は拠点除染として既に双葉町役場庁舎を実施し、年明けの2月からは双葉中学校、双葉高等学校、双葉町コミュニティーセンター、双葉駐在所に加え、携帯電話の基地局や国道288号線、県道いわき・浪江線、長塚・請戸・浪江線、井手・長塚線、広野・小高線についても実施することとしています。

また、本年8月に復興庁から提示された大熊・双葉ふるさと復興構想(根本イニシアティブ)では、町の復興拠点として重要な地点や施設等については、現時点で帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことなどを地元とともに検討することとされていることから、先般国に対して、町の復興拠点の整備に不可欠である上下水道等の復旧のため町道の除染を要望したところでございます。

除染の推進は町への帰還にとっても最も重要であることから、今後とも国に対しまして、町の復興拠点の整備等に向けた除染を要望していきたいと考えております。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 先ほどもどなたかの質問の中でありましたが、私はみなし仮設と言われる公務員住宅を今お借りして生活しております。この前、茨城県庁から、28年3月末日まで貸したいの

で、借りたかったらば申し込みなさいという文書が来ました。申し込みました。ということは、我々今まで、1年ぐらいずつぼろぼろ、ぼろぼろ、引き続き1年、引き続き1年みたいなやり方はやめてください、精神的にうんと不安定です、3年なり5年なり長期間貸してくれるというような貸し方をしてほしいというような声を出していたのですけれども、また28年3月末日まで、福島県知事の要請があってそのように延長しますというような文書でした。ということからすると、我々帰られるのかなという感じがするのです。大家さんは国なのだけれども、茨城県に管理運営を任せているので、貸し借りは茨城県知事さんです。ですけれども、茨城県知事さんは、福島県知事さんの要請があって、はい、では28年3月末日まで延ばしますと、こういうことなのです。ですから、その辺で帰られるのかなというような気にもなってくるのです。というと、先ほどの町長の答弁だと、まず除染しなければならぬ、そう言っているのだな。だから、私は、町自体の除染計画書が必要でないかと言っているのです。

中間貯蔵施設の話もあります。これをつくりたいと言っている国は、何ゆえに双葉町内の除染はしないのか。高線量だからしないのか。だったらば、この前の一般質問、前回も言いましたですね。大熊町は大臣来たときに、全協で、はい、下野上地区除染しますと言いましたと新聞に出ていました。これは新聞でたらめだと言われれば、それまでですけれども、双葉町は中野、中浜、両竹地区は除染しますとあの時大臣が言ったか言わないか。私ら聞いていないのだ、全協で町長教えていないから、言われないうちで思っています。でも、大熊町は言っていました。新聞に出ていました。新聞がでたらめだというのだったら、それはでたらめかもしれません。今まで新聞記事を出して、それは私は言わなかったと言われたときもありましたので。それは新聞記事ですから。でも、そういうふうの記事としてありました。ですから、大熊町、下野上地区って、双葉町内より高いところがいっぱいあって、それより低いところ双葉町内でいっぱいあります。下野上、高いのです、意外と。そこができるのに双葉町ができないというのが、ちょっと私は不満なのだよね。中野、中浜、両竹やるのであれば、ではその辺の近くから、隣接の辺からだんだん、はい、西側のほうに延ばしていきましょうなんていう話ならば何とか納得もできるのですけれども、ですから町自体としてちゃんと係がいるのですから、私は町自体の計画をつくってほしいと思います。つくる気があるのかどうか。

それから、被害実態調査はやっているという話でありますから、これも引き続き詳細に調べて、復旧するところは早くしてください。してもらえるような予算措置も新年度でできれば、議案として上がってくれば私は大変結構かなと思います。

それから、除染にしても、中間貯蔵施設に運べるとまで副町長は話し合いはして、大体煮詰まっているのだよね。新聞に出ていました。年度内に最後の打ち合わせをする。ここをちょっと、この辺、議会を軽視する部分がたびたび見受けられるのだよね。我々議会が余りにもおとなしいのか、もっときかなくなればいいのかどうかかわからないですけれども、早々と汚染物の運搬を副町長言ったと思ったら、今度は県に行って打ち合わせして、どこがルート、どうなっているのかというのは話し合いし

ているはずだな、町長、ね。いやいや、ちゃんと市町村の担当者を集めてと、あれも新聞の誤報かどうかわからないですけども、そういうことです。ですから、除染も町内全般できないようであれば、中間貯蔵施設をつくるとか、つくらないとかという話以前の問題です。賠償と除染だと思っただけですけども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、除染についてであります。ことし8月に復興庁から提示されました大熊・双葉ふるさと復興構想、通称根本イニシアティブと言われておりますが、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことなどを地元とともに検討すると、そういうふうに明確に発表されております。そういったことから、先月、町としまして、宮澤経済産業大臣が町内視察をした折、議会の代表であります議長と副議長に同行していただき、町のいろいろな、避難指示解除準備区域だけではなくて、帰還困難区域になっております双葉町コミュニティーセンター近辺を見ていただいて、町の除染も含めた取り組みについてのご理解をいただくように説明を申し上げさせていただきました。その中で宮澤経済産業大臣はそういったことに対して非常に理解を示されて、そういうふうな対応を応援してくださるような発言があったと私は思っております。

先ほど、そういったことの話だけではなくて、輸送路の計画の件で今谷津田議員から質問がありましたが、このことにつきまして、町としまして輸送路のいわゆるそういうふうな協議会、あとは施設に対するそういうふうな検討委員会とかそういったものに関して参加はしてございません。というのは、そこに参加をすることは受け入れ前提と判断されかねないということで、町としましては輸送計画のそういった会議には一切出ておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、あと2つ。いいか。いいのか。除染計画をつくるのか、つくらないのかというやつと、あと再調査、これ教えてください。

○町長（伊澤史朗君） 失礼しました。町全体の除染計画につきましてですが、先ほど申し上げましたように、そういったような双葉町で独自に約400地点の線量の測定をしております。そういった中で、3年9カ月たちました現在でも除染していないエリアでも帰還困難区域が非常に自然減衰をして、線量が下がっているという事実もございますので、そういうことも含めて今後除染計画については考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今町長大きな声で答弁して、双葉町はそういうのは入っていないということですが、これは全く本当なのだろうけれども、何だ、これ。福島市で12日初めて開いた輸送の連絡調整会議で市町村と県に方針を説明したと。これは国が説明したのでしょうかけれども、それで県は、年度内にもう一度この話し合いをしますというような記事です。双葉町がそれにまざっていないので

あれば、これはそれで結構ですが、何につけ、町内が除染されないうちはまず何事も前に進まないような気がします。ですから、とりあえず国、県やる、やらないにかかわらず、町独自の考え方、方針をしっかりと新年度に示してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。示されますでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

そういったような考え方について検討して対応していきたい、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次、町政懇談会についてをお伺いいたします。

この前町政懇談会について説明がありました。私、説明をするというので、どんなものかと思ったから、なぜか町民皆さんの要望、意見だけで、これには町長がどう答えたかということは載っていないのです。町政懇談会に出された主な意見等ということで、これは懇談会というふうに銘打ってやるのであれば、これちょっと携帯電話で、懇談会って、懇談ってどんな、何を指しているのかと見てみました。打ち解けて話し合うことと書かれていました。町民と町政に関して打ち解けてお話し合いをするということが町政懇談会というふうに思ったのですが、ここには、双葉町は残さなくてはならない。こんなのは私は当たり前だと思っているのですけれども、町への帰還のため将来像は示していくべきである、これだけで、町長はこれに対して何と答えたのか、どんな考えをしているのかということとは書かれておりません。ですから、報告書と言われるものなのかどうか疑問に思っております。

このたびの町政懇談会は8日間をかけて12会場で開かれたと、12日の議会全員協議会で町長が報告した。報告された内容は、今言ったとおりです。意見、要望だけが書かれておりました。

町長、きのうの行政報告の中で述べておりますが、皆さんから出された意見等、今後の町政運営に反映させるべく検討を深めてまいる考えでありますというように言われました。本当にこれ、町政懇談会で新年度に対してこれはというものがどのぐらいありましたかお知らせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町政懇談会について、(1)、新年度の町政に得るものがあつたかのおただしであります。去る11月20日から今月5日まで、福島県内7カ所、県外5カ所の計12カ所において平成26年度町政懇談会を開催いたしました。懇談会には私と副町長のほか、可能な限り教育長と関係課長が出席し、町民の皆様のご意見を拝聴させていただきました。今回の町政懇談会で町民の皆様からは、今後の双葉町の復興まちづくりに向けたご意見や中間貯蔵施設に関するご意見、また復興公営住宅の完成時期など早期整備に関するご要望を多くいただいたほか、除染の計画、道路の復旧や道路上に倒壊家屋の撤去がいつになるのかといったさまざまなご意見をいただいたところです。

今後は町政懇談会でのご意見等について新年度の町政運営に反映させるべく検討を深め、町の復旧、復興に向けて各種施策を実施していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長の答弁はどこを見ても同じことを書かれているのです。考え方が一本化しているということだろうと思うのですけれども、だけれども、これ、一生懸命やります、やりますと書かれているのですけれども、では具体的にどこからどのようにやるというのがないです。

これ、多分議長と行った、要望書だと思うのですけれども、町長と議長の名前が印刷されておりますから。これ、いまだに町の復興、帰還の見通しが立たずということ、この言葉を使っているわけですよ、町長みずから。いまだに復興、帰還の見通しが立たないなんていうのは、4年だから、もうこういう文言はやめましょうよ。4年。いつになったら帰られるの。本当にこれ、町民の生活再建と町の復興を進めていくことが求められていますなんて、これはもう、避難したときからこれは求められているのだから、今活字で出てくるような。復興集中期間は平成27年度までとされていますなんていっても、では27年度で復興集中期間というのとはなくなってしまうのですか。復旧も復興もどこに行ってしまうのですかということなのですよ。復興推進をしている担当の人もいるわけですから、何か、いつまでかかるのだろうかという、先が見えないというのか。

町長、何かいい方法ないですか。これというやつ。100人の職員総動員して、計画つくってくださいよ。全くどうするのだろうかという感じだね。だから、懇談会ももうちょっと実のある懇談会にしてください。これは集まらなかったのだの何だの、もうちょっと早く周知徹底して。ぎりぎりに言われると、なかなかスケジュール合わせるのが難しいです。だったらば、もう一回、一回りするとか。

本当に町長も大変だと思うけれども、我々避難している者にしたって大変なのですよ、これ。これは、「広報ふたば」には中間貯蔵施設の説明だって、出席したのは全体の半数にも至っていない。愚痴ともとれるし、町民の皆さんは何をやっているのだろうかというような不信ともとれるし。だから、説明会に集まらないやつは、俺は賛成しないという人なのか、何か事情があって出られなかったのか、スケジュールが合わなかったのか、どう考えていいのだから、町長のぼやきにもとれるのだよね。集まってくれなかった。一生懸命条件整備しなければならぬ町長としては、集まってもらわないことには、一生懸命国に行って丁寧に説明しろといったって、なかなか、相手がいなければ国だって説明できないわけだから、だから何かぼやきにも聞こえるし、一生懸命俺やっているのだけれどもというところにも思われるのだし、だけれども、本当に町民皆さんに町長の考え方を知ってほしいのであれば、もう少し丁寧な町政懇談会であってほしいと思うのですが、もう少し町政懇談会について、見直すべき点があるやなしや、町長の考えをひとつ聞かせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、町政懇談会について見直すべきものがあるのかどうかということでございますが、まず町政懇談会そのものもやってみて、今後いろいろ、先ほど申し上げられたように、町民の皆さんから多く意見を伺うということはスタンスとしてやっているつもりでございますが、もっといい方法、こちら

としてもこちらの考えを町民の皆さんに広く周知できるような方法というのは当然必要だと思っておりますので、今後どういうふうにしたらいいか、そういうふうなやり方についても谷津田議員にご指摘を受けながらやっていきたい、そのように思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） いずれはともあれ、町民の福祉向上のために我々働いていると思っているわけですので、これからも町民の皆さんのことをまず大前提に考えながら、金があれば事業はできるわけですから、早く出してもらって。これはイコール町民の福祉にもつながっていくわけですよ。羽山議員が言っているように、医療福祉法人ができないのだったら、町営のやつをつくりますぐらい元気出して言ってほしいと思います。

終わります。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時36分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年12月19日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第61号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第62号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 日程第3 議案第63号 監査委員の選任について
- 日程第4 議案第64号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第66号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第67号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第68号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 請願の審査報告
請願第 3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第10 発議第 3号 手話言語法制定を求める意見書案
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第61号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第62号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君）　ここで郡立診療所について、これは県立の診療所だから聞くことが、余りないのでけれども、医師の確保とかは十分なのですね。医師の確保。

○議長（佐々木清一君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　清川議員のご質問にお答えいたします。

医師の確保につきましてですが、町村会として双葉郡の医師会ときちっと連携をして、双葉郡医師会の協力ということをきちっといただいておりますので、確保については十分配慮されていると思います。

○議長（佐々木清一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号　双葉地方広域市町村圏組合規約の一部変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君）　起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君）　日程第3、議案第63号　監査委員の選任についてを議題とします。

（「議長」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君）　監査委員、五十嵐一雄君。

○代表監査委員（五十嵐一雄君）　本件につきましては、私個人に係る議案でありますので、退席いたしたく、議長の許可をお願いいたしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君）　ただいま五十嵐一雄監査委員から中座の申し出がありましたので、退席を認めたいと思っております。

（監査委員　五十嵐一雄君退席）

○議長（佐々木清一君）　直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定しました。

(監査委員 五十嵐一雄君入場)

○議長(佐々木清一君) 暫時休議します。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時05分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第64号 平成26年度双葉町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

直ちに説明に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 災害救助費の委託料、避難者名簿作成業務委託料ですけれども、当初予算全額減額ということで、この業務は中止にするとということだと思っておりますけれども、避難者名簿等のような町民の所在や連絡を取り合う業務は今後もやらないということなのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

避難者名簿作成業務委託料の減額でございますが、これは町民の皆さんの意向調査をさせていただきまして、今現時点で、いわゆる電話帳とか住民票、お互い今の現住所の作成について理解を得られていないというか、これは必ずしも賛成でないという方が多数だったというふうな数字が出ております。そういったことで、まず町民の皆さんの多くにこのことに対して賛同を得ていないというふうな判断から、この減額をさせていただきました。

また、今後このことに対して、作成に対する考えということですが、このことにつきましては、その時期、その時期によって皆さんからの考え方、そういった意向が変化することもございますので、状況を判断しながらこのことの対応をしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） アンケート、20%の回収率ということで、回収率が低いことというのは関心がないのかなというふうなことも示されるかとは思っておりますけれども、町民同士のワークショップの中でも、電話帳つくってくれというような、連絡の方法をとってくれというような、そういう要望というのも確かにあったのも事実ですから、今後まだ避難生活、それぞれ落ちつかない状態でありますから、仮設から復興公営住宅、それぞれ住宅再建に応じて、電話帳も含めて今後検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 道路維持費200万円、町道全般補修工事、これ、説明ですと富沢橋でありましたので、この富沢橋、今の時点で何ゆえに改修をしなければならないのか。これはいずれ町の大事な話題とかかわり合いを持ってくると思われる道路、288号から山田郡山線、ですからこれに連結する道路の橋ということです。今まで小型車みの通行可ということで、大型車は通行不能ということで、そういうふうに取り扱っていた橋なのです。

それに、全額200万円なのかどうかはわかりませんが、どのぐらいの橋に対する補修なのかをひとつ教えてください。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

町道全般補修工事ということで、富沢橋の補修ということでございますが、先ほど申し上げた中身のことは私自身は関連している状況でなく、橋のいわゆる損傷に対する対応というふうに思っておりますし、詳しくは産業建設課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 猪狩産業建設課長。

○産業建設課長(猪狩 浩君) それでは、谷津田議員のご質問に対してご説明申し上げます。

山田富沢地内の前田川にかかっております富沢橋なのですが、こちら左岸の橋台、こちらのほうにあります護岸が崩壊いたしまして、それで橋台の底版部が洗掘を受けておりますので、その洗掘防止のために大型土のうや矢板等で洗掘防止をしたいという工事を実施したいと考えております。それで約200万円の補正をお願いしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) だから、200万円で直す、補修するのは百歩譲ってよしとしても、あそこをどなたが、どれぐらいの今通行量があるのかです。私は、道路、橋梁は早く直せというものですから、直してもらったほうがいいのですけれども、今まで4トン車も通れない、軽自動車、乗用車ぐらいしか通さなかったところを、そこを今何台通りますか。いずれ山田郡山線はまだ、計画はあれでもう完了ということでは私はないような気がしているのです。288号にすりつけて完了というような考

え方だと思っていました。震災で原発事故で避難しても、その考え方は、もうあれはやりませんという話はまだ聞いていませんので、私はあの山田郡山線の計画はまだ残っているというような意識の中で今質問をしているのですけれども。ですから、今補正をとってそこを直さなければならない理由。

だから、どのぐらいの今あそこの需要台数があるのかです。もういいではないですか、あれ、壊したって。いずれ山田郡山線、先があるとすれば新しい橋梁がかかるはずですよ。200万円もって有効に、何か別なところに使ったほうが私はいいような気がするのですけれども、どうしてもあそこを補修したいという考え方ですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

どうしても今改修しなくてはならないかというふうなおたかしですが、一時帰宅や、そして双葉町内のいわゆるパトロール、そういったものも含めて、あそこの場所が通れる状況でないということに対しての不便性、交通の利便性を考えたときに、やはりあそこを、応急的な措置になるとは思いますが、通れるようにしておいたほうが将来的にもいろいろなことを考えたときに必要ではないか、そういうふうを考えています。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第66号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第67号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり

り決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第68号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告を願います。

請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書の報告を願います。

産業厚生常任委員長、谷津田光治君。

（産業厚生常任委員長 谷津田光治君登壇）

○産業厚生常任委員長（谷津田光治君） 委員会報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託されました「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書について、12月17日委員会を開催し、慎重に協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書ではありますが、請願要旨にあるように、手話は日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきましたが、聾学校では手話は禁止され、社会では差別されてきた長い歴史がありました。聾者にとっては手話は日常生活や社会活動において重要な手段であり、聞こえる人たちの音声言語と同様であるとの委員の一致した意見からも請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものといたしました。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第3号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書案を議題とします。
職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。
事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。
提出者、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） ただいまの本会議で請願が採択されましたので、発議第3号 手話言語法制定を求める意見書案についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告させていただきましたが、手話を使う聾者にとっては、聞こえる人たちの発音言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたが、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があるが、手話を使う聾者にとっては情報獲得やコミュニケーションの手段として大切なものであり、日常生活、社会活動において聞こえる人たちの音声言語と同様なものであります。

国連の障害者権利条約には手話は言語であることが明記され、改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法、これは仮称であります、を早期に制定するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については皆様のお手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省きます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第3号 手話言語法制定を求める意見書案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成26年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時33分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 羽 山 君 子